

569-182



1200501517794

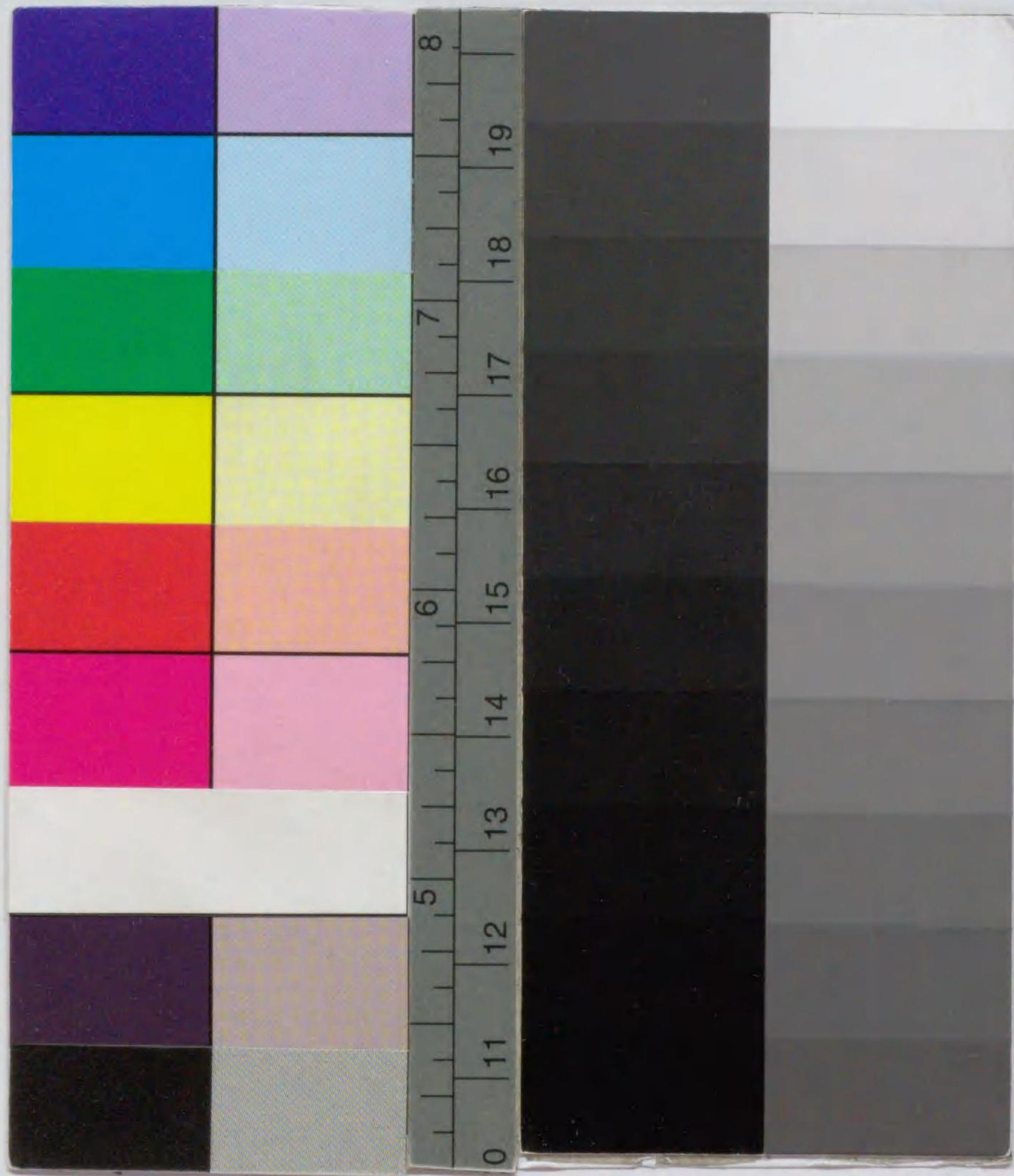


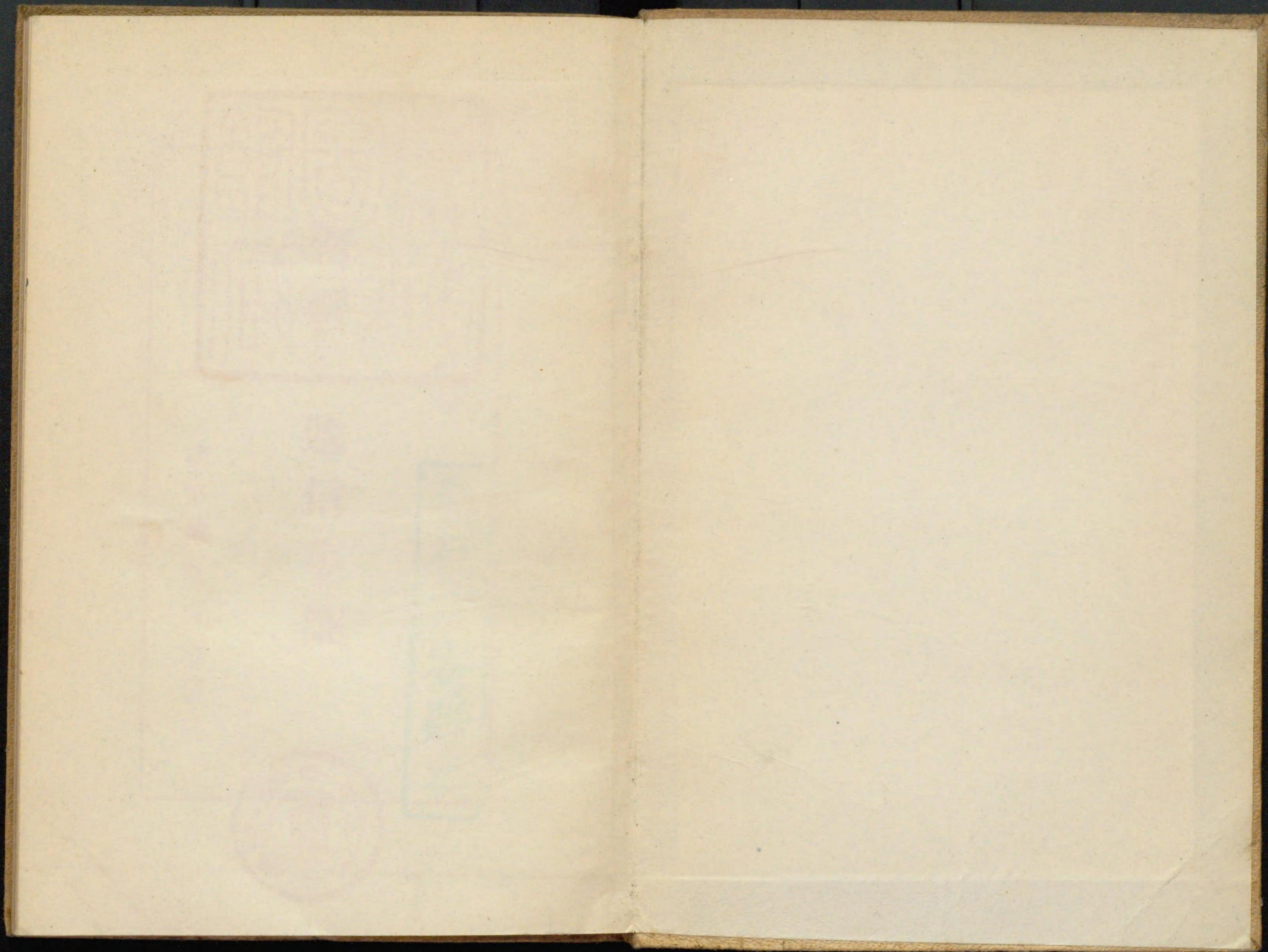
569  
182

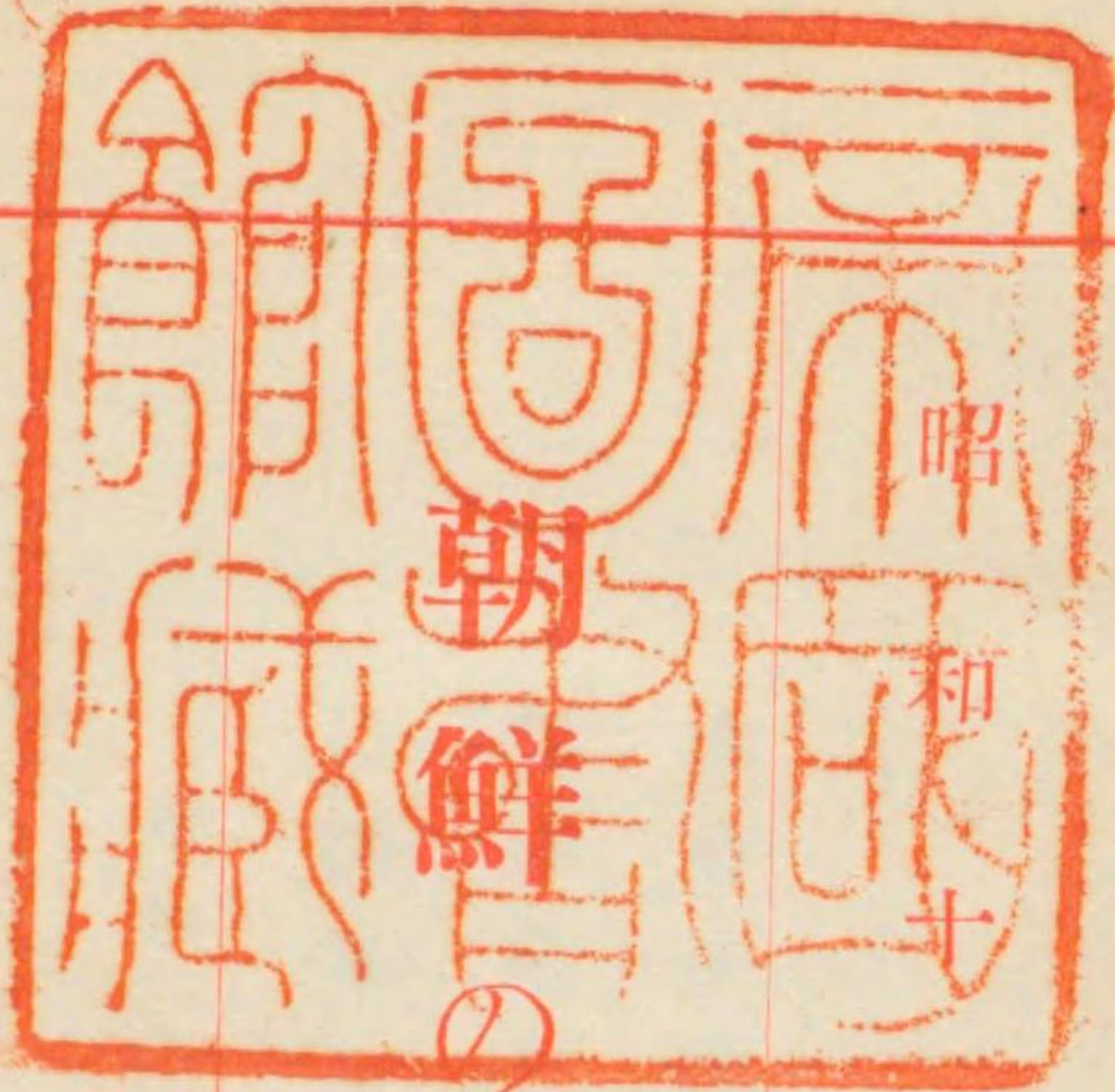
# 朝鮮の遞信事業

十年

朝鮮總督府遞信局







年

遞信事業

朝鮮總督府遞信局

發行戶寄贈本



569-182

本書は最近に於ける朝鮮の遞  
信事業の一斑を紹介せんが爲  
に編纂したものであります。

昭和十年九月



# 朝鮮の遞信事業

昭和十年

## 目次

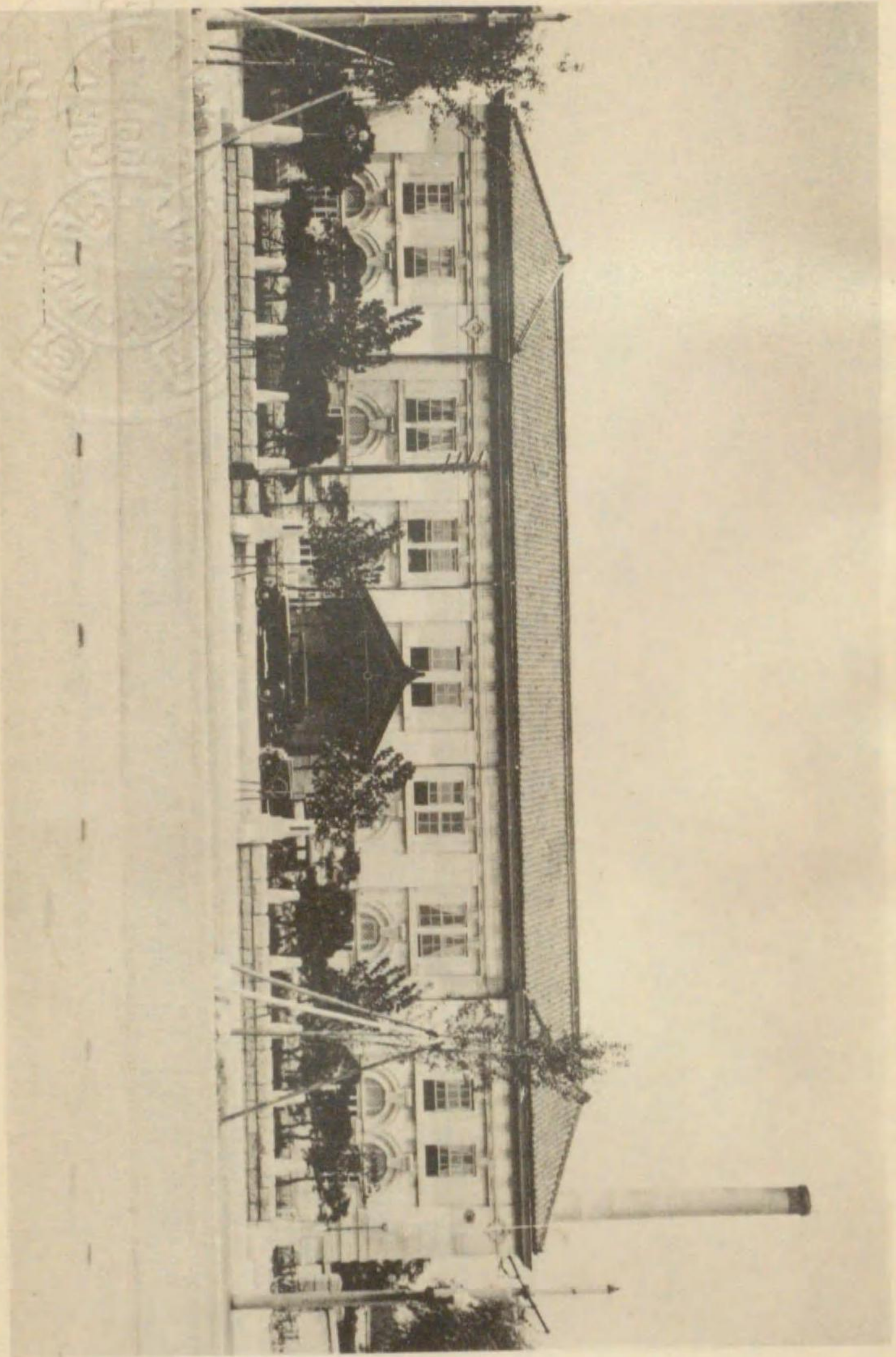
一 組織及職員……………	一
一 遞信官署の沿革……………	一
二 遞信官署と所管事務……………	四
三 遞信従業員の比較……………	七
四 遞信吏員の養成……………	一〇
五 海員の養成……………	一五
六 遞信現業員共済組合……………	一七
一通 信……………	一九

目次

一

- 一 通信事業の沿革……………一九
- 二 通信事業の概況……………二一
- 三 既往五箇年間の比較……………三六
- 一 朝鮮簡易生命保険……………四五
  - 一 朝鮮簡易生命保険事業の沿革……………四五
  - 二 朝鮮簡易生命保険制度の概況……………四五
  - 三 朝鮮簡易生命保険事業の概況……………四八
- 一 航 空……………五四
  - 一 施設の概要……………五四
  - 二 民間航空事業の概況……………五五
- 一 海 事……………五七
  - 一 海運事業の沿革……………五七

- 二 海運事業の概況……………六三
- 三 既往五箇年間の比較……………七二
- 一 電 氣……………七六
  - 一 電氣事業の沿革……………七六
  - 二 電氣事業の概況……………七九
  - 三 電氣事業統制方策の決定と其の實現……………八六
  - 四 發電水力……………九〇
  - 五 電氣計器の檢定……………九三
- 一 瓦 斯……………九三
- 一 歳入歳出……………九五
- 一 遞信歳計……………九五
- 二 保險歳計……………九八



局 信 遞

一	總論	一
二	郵便の歴史	二
三	郵便の組織	三
四	郵便の業務	四
五	郵便の設備	五
六	郵便の料金	六
七	郵便の法規	七
八	郵便の将来	八
九	附録	九
十	索引	十

# 朝鮮の遞信事業

昭和十年

## 組織及職員

### 一 官署の沿革

明治三十七年二月、日本政府と韓國政府との間に日韓議定書の交換せられまするや、先づ韓國通信機關の全部を我國に於て管理するの已むを得ざるを認め、其の協約案を樹て、同三十八年四月韓國通信機關の委託に關する取極書の調印を了り、幾多の難關を排し迂餘曲折を経て同年七月遂に之が引繼を完了し、同三十九年一月初めて統監府通信官署官制の發布を見ました。而して右發布に伴ひ、統監府通信管理局、郵便局、郵便所及取扱所の設置を見、茲に系統上遞信省の管轄を離れ、韓國に於ける帝國通信事業の一切の組織を完成したのであります。



明治四十三年八月日韓併合の鴻業成るに及び、同年十月統監府通信管理局を朝鮮總督府通信局と改稱し、通信行政事務と共に航路標識、氣象觀測及電氣事業の監督に關する事務をも掌理し、京城、釜山、平壤及元山の各郵便局を管理事務分掌局に指定せられ、大正九年十月には更に清津郵便局をも追加指定せられましたが、昭和六年六月限り再び清津郵便局に對する其の指定は解かれました。尙昭和九年十月には管理事務分掌局を遞信分掌局と改稱せられました。

郵便爲替貯金管理事務に關しては其の一部を除き、遞信省と協定を遂げ、便宜郵便爲替貯金管理所（現時の貯金局）に於て之を執行せしめて居りましたが、明治三十九年十一月之を統監府通信管理局に移管し、爾來事業の進運に伴ひ、之を分割掌理するの必要を認め、明治四十三年十月、朝鮮總督府郵便爲替貯金管理所（現時の朝鮮總督府貯金管理所）を設置し、一切の事務を掌理せしめました。

朝鮮に於ける海事行政は從來之を大別し、航路、船舶及海員に關する事務は度支部又は税關に於て之を掌理し、航路標識に關する事務は通信局に於て之を管理して居りましたが、事業の統制上之を同一系統の下に配屬せしむるの必要を認め、明治四十五年四月、朝鮮總督府遞信官署官制施行せられ、通信局を遞信局と改稱し、度支部及税關所管の海事事務は擧げて之を遞信局の所管に移し、同時に航路標識管理所を廢止し、茲に海事行政の統一を見るに至りました。而して本官制の改正に伴ひ、從來通信局の所管たりし氣象觀測事務は本府内務部に之を移管しました。

大正三年六月、特に指定したる郵便局に於て、朝鮮船員令の規定に依る管海官廳の事務を掌理すること爲り、又朝鮮海員懲戒令の實施に伴ひ、海員の審判に關する事務を司掌する爲に朝鮮總督府海員審判所を遞信局内に設置し、事務を開始しました。

大正十二年五月、電信局及電話局の設置を見、昭和二年一月よりは航空に關する事務をも遞信局の所管させられ、昭和四年五月に京城及蔚山兩飛行場を開場し同年九月に其の事務を開始しましたが、更に昭和八年三月に新義州飛行場を開場し同年六月に

其の事務を開始しました。

昭和二年九月郵便爲替貯金管理所を貯金管理所に改め、京城の外釜山にも同年十二月貯金管理所を置かれました。

昭和四年七月より朝鮮簡易生命保険に關する事務をも遞信局に於て掌理するに爲りました。

## 二 遞信官署と所管事務

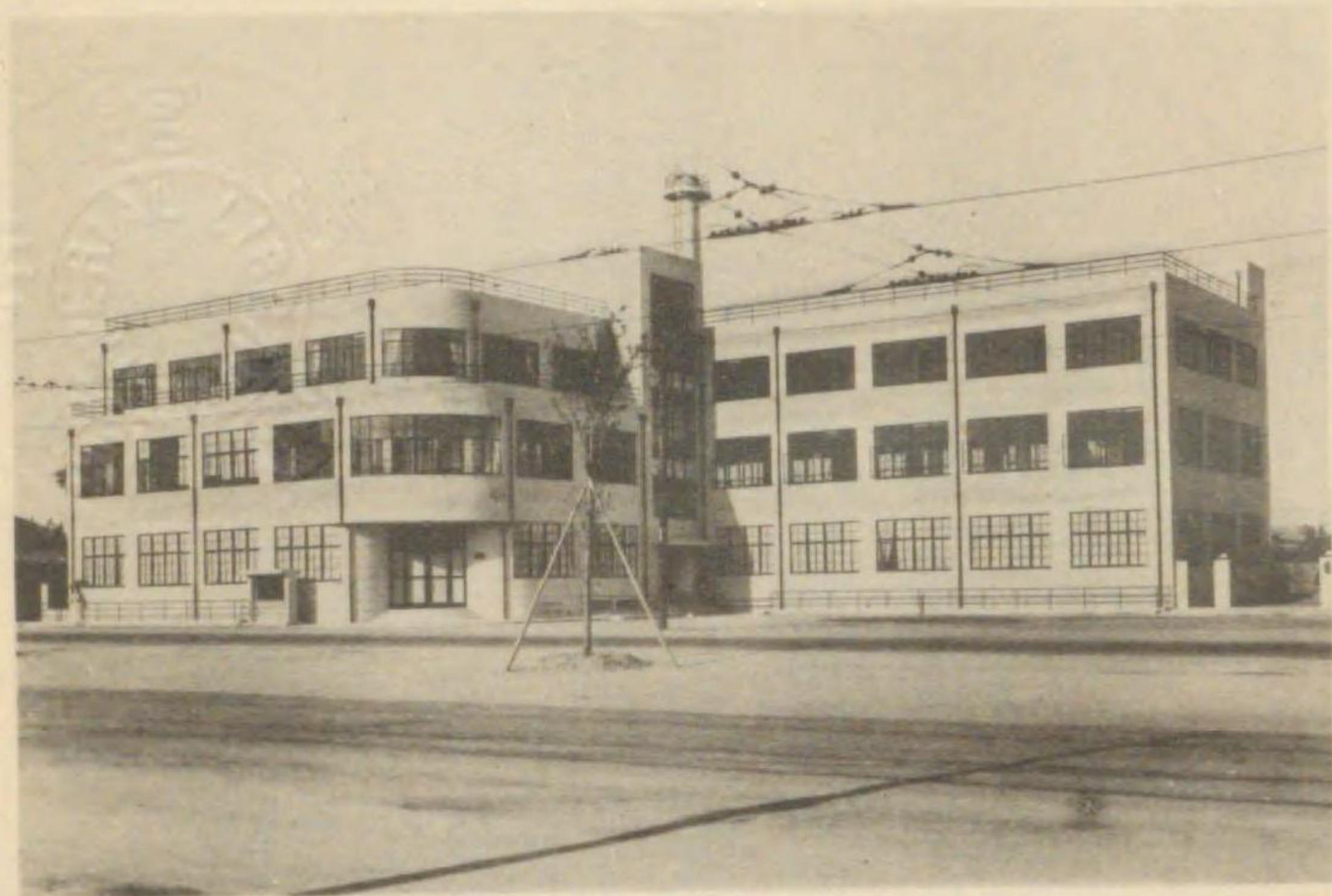
朝鮮に於ける遞信官署は之を分ちて遞信局、貯金管理所、飛行場、郵便局、電信局、電話局及郵便所とし、遞信局は郵便、郵便爲替、郵便貯金、朝鮮簡易生命保険、電信、電話、航路標識、海員の養成、發電水力及航空に關する事務を管理し、航路、船舶、海員、電氣事業及瓦斯事業の監督に關する事務を掌理して居ります。

貯金管理所に於ては郵便爲替及郵便貯金の検査計算に關する事務を掌り、郵便局及

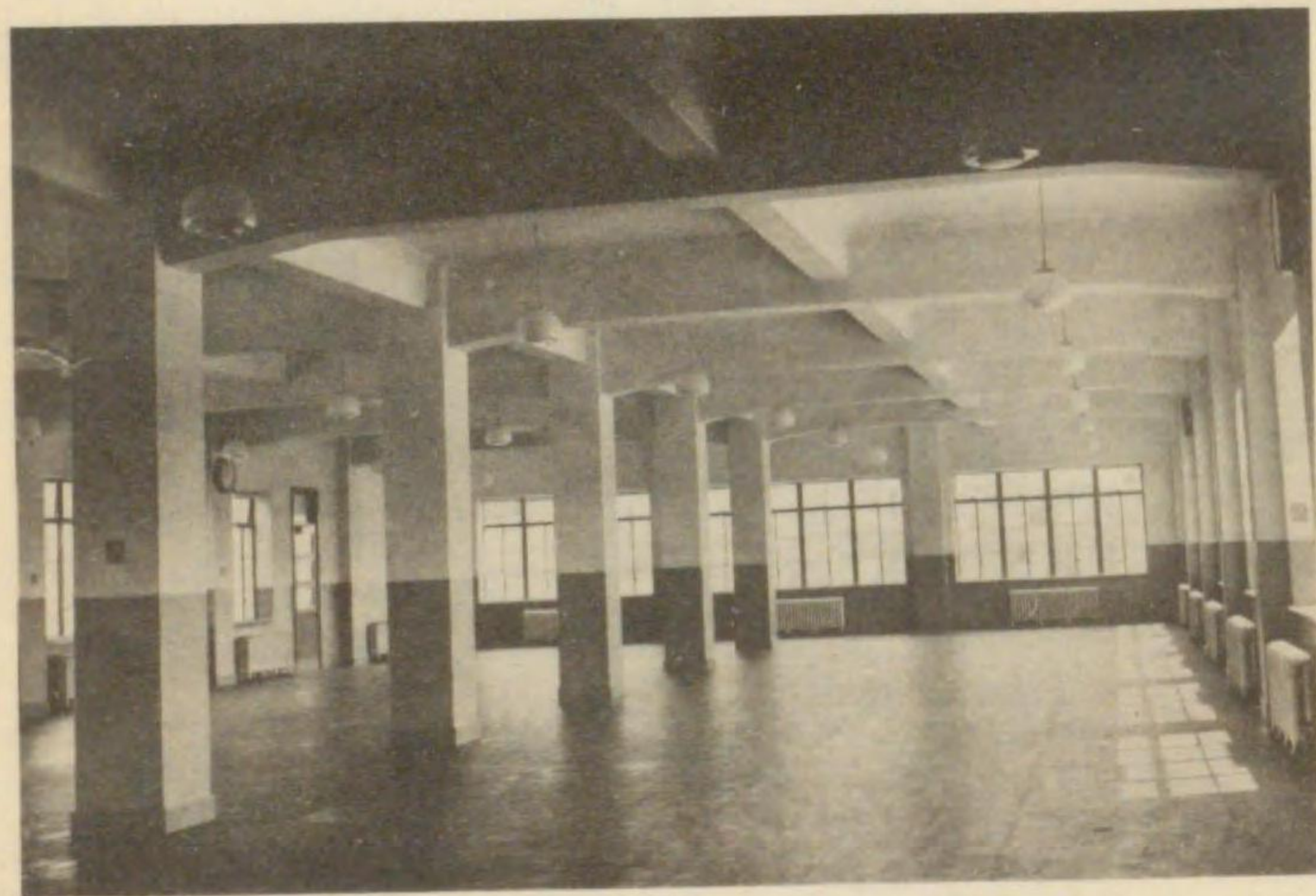
郵便所に在りては郵便、郵便爲替、郵便貯金、年金恩給の支給及朝鮮簡易生命保険の事務を掌り、電信、電話事務及特に指定したる郵便局所に在りては海員に關する事務をも兼掌し、外に昭和六年三月より郵便取扱所を置き郵便、郵便爲替及郵便貯金事務を取扱はしめて居ります。電信局は電信に關する事務を、電話局は電話に關する事務を、飛行場は航空に關する事務を掌理し、尙外に電信取扱所又は電信電話取扱所を置き電信電話事務を取扱はしめて居ります。

又總督の指定したる遞信官署は國庫金の出納並に郵便物の出港税に關する事務をも掌り、尙郵便局を指定し區域を定めて遞信局の管掌事務を分掌せしむる爲に、遞信分掌局を置き、又別に海事に關する事務を分掌せしむる爲に地方に海事出張所を設置して居ります。

而して昭和九年度末現在に於ける遞信官署の數を示せば左の通りであります。



（舎廳險保易簡）館分局信遞



部一の部内上同

同 郵 同 電 電 同 同 郵 遞 飛 貯 航 海 遞	區
出 便 分 話 信 出 分 便 分 行 管 路 事 出 信	別
張 張 張 掌 理 標 張	昭 和 九 年 度 末 現 在
所 所 局 局 局 所 室 局 局 場 所 識 所 局	前 年 度 末 比 比 増 減
	六
七 二 四 六	一 一 七 一 〇 七 四 三 二 九 七 一
	△ △
一 九 六	一 一 二 四

組織及職員

六



郵便取扱所	電信取扱所	同信出張所	電信電話取扱所
二二	九三	一	一〇一九
△	△		
二五	二	一	三

(△ハ減ヲ示ス)

### 三 遞信従業員の比較

昭和九年度末現在に於ける遞信部内の従業員数は一萬六千六百五十五人であつて、其の内朝鮮人の従業員数は七千九百三十五人に及んで居ります。之を細別して示せば左の通であります。

遞信局	區別	
	内地人	朝鮮人
	勅任	吏
	二	一
	奏任	計
	二六	一六
	判任	計
	四四	一六
	嘱託	
	三〇	三
	雇員	
	四五	六五
	備人	
	四三	一五
	計	
	一、〇六九	一九九

組織及職員

組織及職員

區別	官		吏		嘱託員	雇員	雇人	計
	勅任	奏任	判任	計				
海事出張所	内地人	朝鮮人						
航路標識	内地人	朝鮮人						
貯金管理所	内地人	朝鮮人						
飛行場	内地人	朝鮮人						
郵便局	内地人	朝鮮人						
電信局	内地人	朝鮮人						
電話局	内地人	朝鮮人						
合計								

郵便所	計		合計
	内地人	朝鮮人	
郵便所	内地人	朝鮮人	合計
合計			

備考 遞信分掌局の従業員は郵便局中に包含されて居ります。

更に最近五箇年間に於ける遞信事業の發展膨脹に伴ふ従業員の増加の状況を示せば左の通であります。

區別	職員		備員		合計
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	
昭和九年度末	七、二七七	三、一七三	一、五三三	四、七六六	八、九四三
昭和八年度末	六、八五七	三、九〇一	一、三六三	四、五八一	八、二一九
昭和七年度末	六、四六三	二、六六九	一、三二七	四、四三一	七、七六〇

組織及職員

區 別	職 員		備 人		合 計	
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
昭和六年度末	六、一五六	二、四八六	一、三四三	四、〇〇一	七、三九六	六、六八七
昭和五年度末	六、三三九	二、三七三	一、三三一	四、一三五	七、四七〇	六、四八七
		計		計		計
	八、六四三		五、四四三		一三、〇八五	
						一三、〇八五

#### 四 遞信吏員の養成

朝鮮に於ける遞信吏員の養成は明治四十一年に創められ爾來年々養成を繼續して居りましたが猶小規模であることは免れませんでした。然るに時恰も歐洲大戰の時局に際會し、従業員の拂底其の極に達するや、従來の養成機關を革新擴張するの必要を認め、大正七年一月始めて遞信吏員養成所を設置し、爾來毎年養成人員を増加し現今に至つて居ります。

今、遞信吏員養成所に於ける傳習生の種類及其の概要を舉げて見ませう。



普通科通信生 本科生は年齢十四歳以上十八歳以下の男子（郵便所に勤務する者は二十三歳迄可す）又は十四歳以上の家事に繋累のない女子に對して、高等小學卒業及中等學校卒業（學科の一部を省略）程度の試験を行ひ選拔入學せしめ、遞信吏員養成所に於て養成するものであります。

而して本科生は之を分ちて第一部、第二部及第三部とし、第三部普通科通信生は郵便所長が之を推薦するのであります。

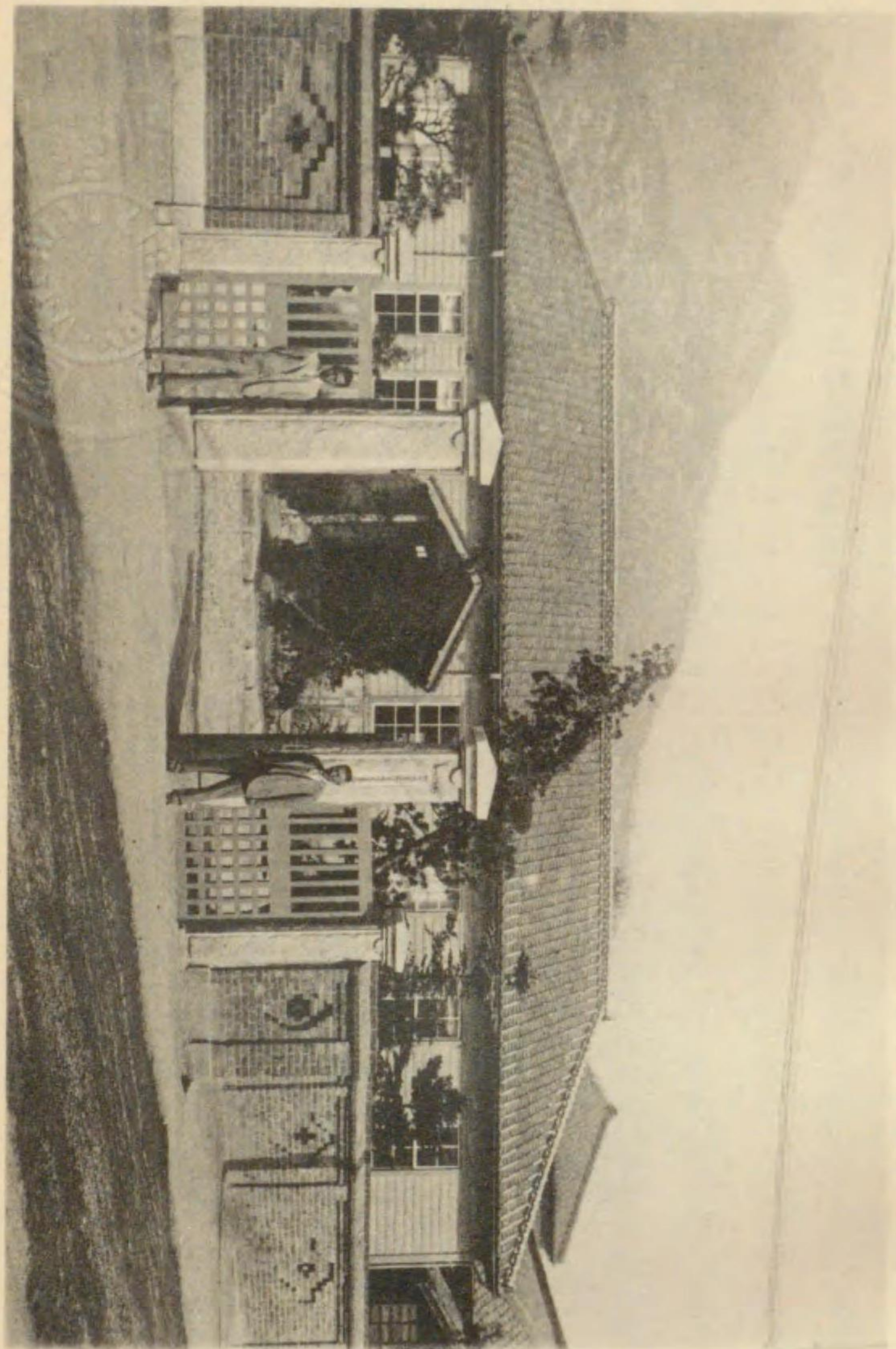
第一部普通科通信生は電信事務に、第二部普通科通信生は郵便及電信事務共通に、第三部普通科通信生は郵便所の一般現業事務に従事せしむるものであつて、養成期間は第一部及第二部普通科通信生は何れも一箇年間に於て、第三部普通科通信生は七箇月間あります。卒業後は第一部及第二部普通科通信生も直に郵便局所の雇員に採用し、初任月収は約三十三圓乃至四十圓で漸次増給せしめ、成績優秀なる者は判任官に登用します。

高等科通信生 本科生は近來鮮内各局に於ける高等通信機の逐年増加するの趨勢なるに鑑み、之に順應せしむる爲に、此等通信機運用者を育成供給するに共に尙普通科通信生卒業者に向上の途に與ふる趣旨の下に養成するものでありまして、既に第五回の卒業者を出だし、夫々主要局に配置し實務に就かしめて居ります。

本科に入學せしむる者は普通科通信生卒業後一箇年以上實務に従事したる年齢二十三歳以下の男子中より選拔し、在職の儘入學を命じ、一箇年間遞信吏員養成所に於て専ら高等通信術及中學程度の學科を授け、卒業後は漸次判任官に登用します。

無線科通信生 本科生は近時無線電信の發達に伴ひ鮮内無線電信の施設は漸次擴張充實し來り之が通信定員も逐年増加するの趨勢なるに鑑み、此等通信機運用者を育成供給する爲養成するものでありまして、既に第二回の卒業者を出して居ります。

本科に入學せしむる者は普通科第一、二部生卒業後一箇年以上電氣通信の實務に従事し且現に部内に在職する年齢二十五歳以下の男子中より選拔し、在職の儘入學を命



遞信吏員養成所



じ、六箇月間遞信吏員養成所に於て専ら無線電信に關する學科を授け、卒業後は無線通信士第二級の資格に付詮衡に依る檢定を申請するここを得しむるここになつて居ります。

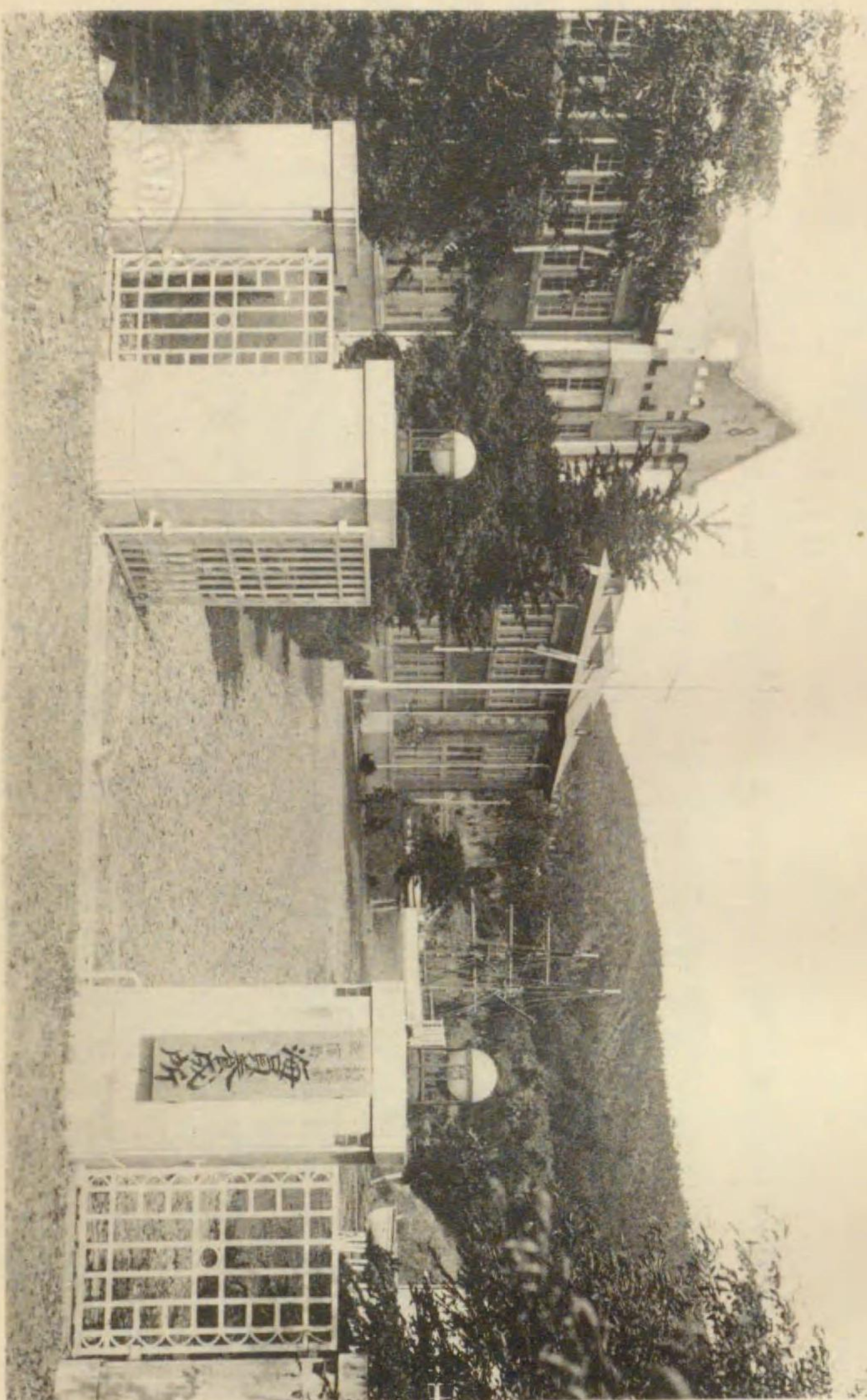
工務生 本科生は卒業後部内電信電話の工務に従事せしむるものであつて、年齢十七歳以上二十五歳以下の男子に對し、中學卒業程度の試験に依り選抜入學せしめ、十箇月間遞信吏員養成所に於て養成します。

卒業後は直に工手（雇員）に採用し、初任月收は五十圓内外であります。

航路標識生 本科生は卒業後部内航路標識の業務に従事せしむるものであつて、年齢二十歳以上三十歳以下の男子に對し、中學校三學年修業程度の試験に依り選抜入學せしめ、在學中は手當日額一圓を支給し、卒業後は助手（雇員）に採用し、凡そ一年内外に於て航路標識看守（判任官）に任用し、初任給其の他は前記の工務生と略同様であります。

依託學生 本科生中第一部行政科、第二部行政科及無線科生は遞信部内に一年以上勤続したる者、技術科生は部内従事員又は部外者にして、上記各科生共何れも郵便局所長の推薦する年齢十七歳以上二十五歳以下の男子に對し、中學卒業程度の試験に依り選拔し、東京遞信官吏練習所に二箇年間依託入學せしめ、斯業に關する専門の學術を修得せしむるものであつて、第一部行政科、第二部行政科、技術科及無線電信科の四部に別れて居りまして、在學中は月手當四十圓を支給し、且被服を貸與し、卒業後は順次判任官に任用し、將來斯業の中堅と爲るべき人物を養成するものであります。

朝鮮人判任官見習生 本科生は部内朝鮮人従事員中の有能者を選拔し、在職の儘遞信吏員養成所に入學せしめ斯業に關する學術を修得せしめ、將來朝鮮人従事員の中堅たるべき人材を養成するものであつて、卒業後は順次判任官に登用します。養成期間其の他は高等科通信生と略同様であります。



海員養成所

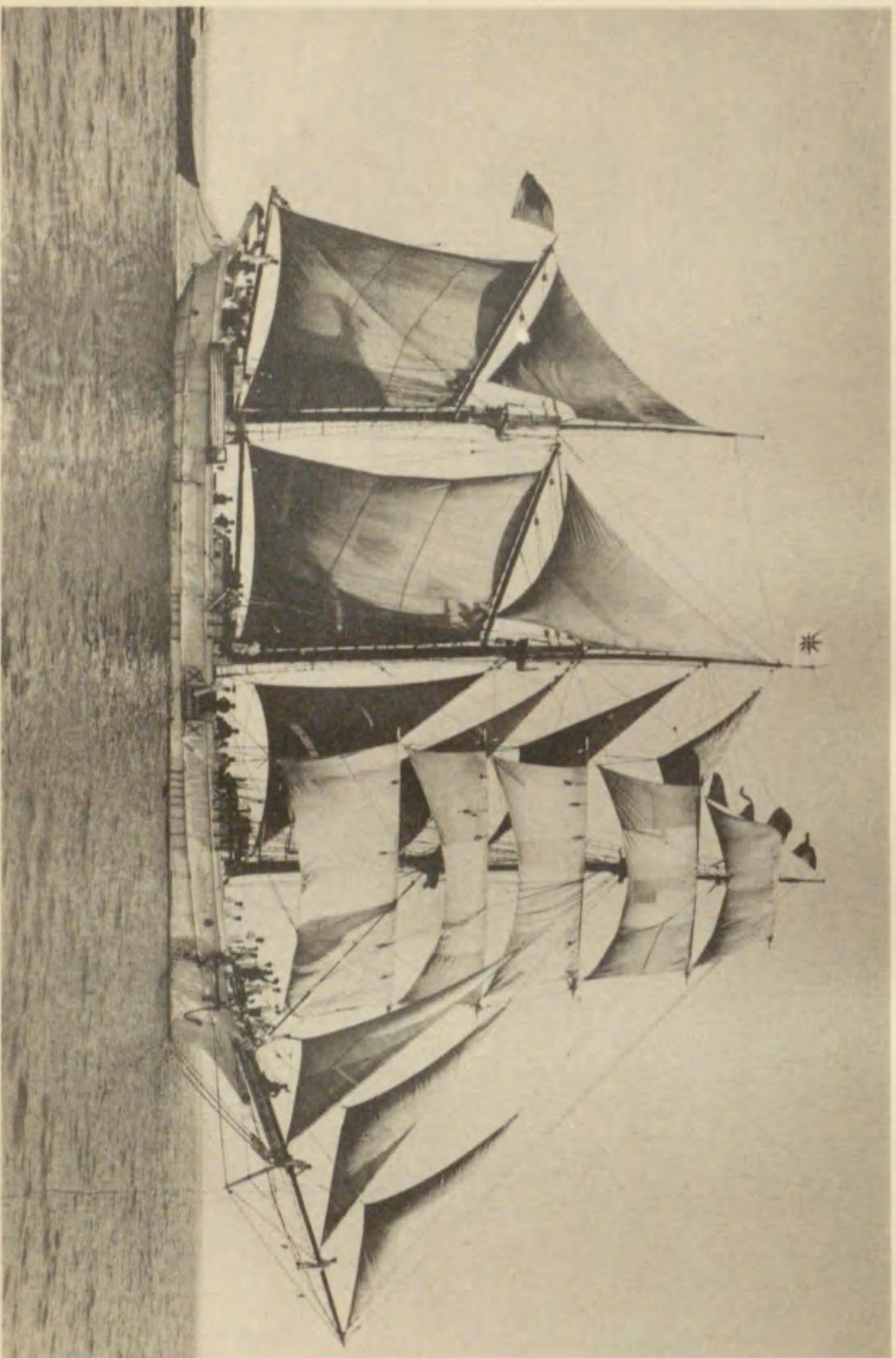
## 五 海員の養成

海員養成所は大正八年七月仁川に設置せられました。當時朝鮮在籍船舶に乗り組みしめる船舶職員即ち海技免狀受有者は約九百名に達して居りましたが、正則なる海事教育を受けざる下級海技免狀受有者が其の大部分を占め、従つて大型船舶乗組みの高級船舶職員は主として遞信大臣の交付したる海技免狀受有者でありましたが、時恰も海運事業の好況時に際會し、其の免狀の効力が内鮮共通なる關係上該高級職員の内地在籍船舶に轉職するもの輩出し、爲に朝鮮在籍船舶の一部をして、運航停止の危懼を懷かしむるの情勢に立ち至りましたので、本府に於ては朝鮮海員の需給調節を計り、將來に於ける朝鮮海運の自給自足の基礎を確立するの目的を以て、海員養成所を設置したのであります。

而して當時に於ける入學志願者は半島海運の勃興に伴ひ逐年増加の趨勢を示し、教

授上幾多の不便を感じるのみならず、校舎が全く狹隘を告ぐるに至りましたので、昭和二年八月経費十七萬圓を投じ、鎮海に現校舎を新築し、仁川より移轉したのであります。

而して新築に依り大いに面目を一新するに共に内容の充實を計りました結果、昭和七年三月以後の卒業生より専門學校入學者檢定規程に依り指定せられ、他の實業學校と同程度のものゝ爲り、更に昭和八年四月以後の入學者より修業年限を四年に改めらるるに共に、同年五月十日附を以て海軍大臣の認定に依り海軍豫備練習生規則の適用を受くることゝ爲りました。而して開所以來已往十七箇年間に於ける海員養成所の卒業者は本科十四回、百五十六名（内地人七十七名、朝鮮人七十九名）、別科五十九回、五百九十七名（内地人十四名、朝鮮人五百八十三名）、練習科十一回、五十九名（内地人三十二名、朝鮮人二十七名）であります。現在生徒は各科合せて百五十九名（内地人八十名、朝鮮人七十九名）に達し、内練習科を修了したる者は、朝鮮及内地の船舶



海員養成所航海練習船

職員試験に合格し、何れも高等海技免状を得て、近海並に遠洋航路船舶に乗組み服務して居ります。

次に別科修業者に在りては、其の大多數が朝鮮在籍船舶に下級船員として乗組み、何れも好成績を挙げ、尙、中には朝鮮船舶職員試験に合格し、海技免状を得て沿岸船舶の職員として乗船服務して居る者もあります。

## 六 遞信現業員共済組合

遞信官署の従業員中約八割を占むる現業員に對し、相互救済の保障を與ふるの必要を認め、大正十年一月遞信官署現業員共済組合を創設しました。

政府の補給金並に組合員の掛金を以て原資とし、雇員以下の現業員に對しては甲種組合員として義務的に之を加入せしめ、その他の従業員に對しては乙種組合員として任意加入を認めて居ります。而して本組合は朝鮮總督の監督に屬し、遞信局長が之を

管理し、現在に於ては共済給與金の種別を殉職、傷痍、疾病、特症、療養、醫療、産婦、死亡、葬祭、災害、脱退及勤續の十二種に區別して居ります。

最近に於ける本組合の概況は組合員一萬三千五百七十九人にして、其の資産は百五十萬二千二百五十五圓に上り、創立以來規定に基き共済金を給與せられたるものは受給件數五萬五千百九十六件にして、其の金額は二百五十四萬四千百五十二圓に及んで居ります。

低利貸付 共済組合の附屬事業として組合員若は其の家族が不慮の災厄に罹り、生計窮迫したる者を保護救済の目的を以て低利貸付金制度を設け、大正十四年四月より之を實施しました。

又組合員の福利増進施設として組合員の生計に必要な物品又は辨當等を供給する目的を以て購買組合を組織し、之が資金を要する局所に對し、共済組合資金中より融通貸付の途を開き、昭和二年九月より之を實施しました。

## 通 信

### 一 通信事業の沿革

往時韓國に於て、郵便制度を稱し得べきものは、税關相互間に往復する文書の送達に於て僅に其の形態を認むるに過ぎなかつたのでありますが、明治二十九年内地人を郵政顧問に傭聘し、日本の郵便條例に倣ふて郵遞規則を制定し、茲に初めて不完全ながら近世的郵便制度の創設を見るに至りました。其の後幾多の變遷を経、着々改善に勗むる所がありましたけれども、其の成績は依然として不振の状態に在つたやうであります。

帝國政府の韓國に於ける通信事業は、明治九年十一月釜山に郵便局を設置したのを以て創始とし、其の後各地の開港に伴ひ、内地人の移住者が漸次増加しました爲、明

治十三年元山に、同十六年仁川に、同二十一年京城に各郵便局を設置し、それより順次木浦、鎮南浦、群山、馬山、城津及平壤に郵便局又は出張所を設置しました。

明治三十七八年戦役に際し、韓國政府は自國の現況に鑑み、其の經營せる通信事業を舉げて帝國政府の管理に委託するを得策なりと思惟し、帝國政府と協議の結果、遂に明治三十八年四月韓國通信機關委託に關する取極書を交換し、同年七月に至り従來併立せし日韓同種の機關を合同統一し、茲に朝鮮郵政史上に一時期を劃するに至りました。

其の後統監府の設置せらるるや、朝鮮に於ける通信事業は舉げて之を統監の管理に屬せしめ、次で明治四十三年日韓併合に伴ひ朝鮮總督の管理に屬し、以て今日に至りました。

昭和九年度末現在に於ける局所の配置は都鄙を通じ九百六十三（分局、分室及出張所を含む）に達し、通信機關合同當時に比し實に五百十八局所を増加せるのみならず



局 便 郵 城 京



局 便 郵 山 釜

其の取扱の内容に於ても合同當時に於ては大半通常郵便のみを取扱ふ郵便所であつたのを、漸次小包郵便、電信、電話、爲替貯金及簡易生命保険等の取扱を爲す局所に改めたる等其の面目を全く一新しました。

## 二 通信事業の概況

通信機關の普及狀況 郵便局所數は全鮮を通じ八百四十九(分室十、出張所七を含む)にして、面積二百六十方艸、人口二萬四千八百八十三人に對し一局所設置の割合であります。而して右郵便局所中電信事務を取扱ふ局所七百四十二(分室三、出張所四を含む)、電話通話事務を取扱ふ局所七百三十七(分室四、出張所四を含む)あり、又電信電話のみを取扱ふ局所は電信局七、電話局五(分局二及郵便局分室二を含む)、電信電話取扱所十にして、尙外に鐵道局の電信線を利用して鐵道驛に於て公衆電報の取扱を爲さしめつつあるもの九十四箇所(出張所一を含む)あります。朝鮮に於ける通



信機關の分布狀況を内地及其他の地方と對比して見るに左の通であります。  
郵便取扱局所分布狀況

區	別	局所數	面	
			一局所に對する	人口
朝鮮内地	管	八四五	二六一・二三 <sup>方</sup>	二五、〇〇一
		一〇、六一一	三六・〇三	六、三三七
		二二八	一五七・七八	二二、一九五
		二二四	一六・七五	六、二四四
		七六	四七四・八七	三、九五二
南洋	管	九	二三八・七六	八、九八八

電信取扱局所分布狀況

區	別	局所數	面	
			一局所に對する	人口
朝鮮内地	管	八五三	二五八・七八 <sup>方</sup>	二四、七六七
		七、九四二	五二・八三	九、二九一
		二〇二	一八四・四八	二五、九五二
		二二一	二一・八二	八、一九〇
		八六	四一九・六五	三、四〇九
南洋	管	九	二三八・七六	八、九八七

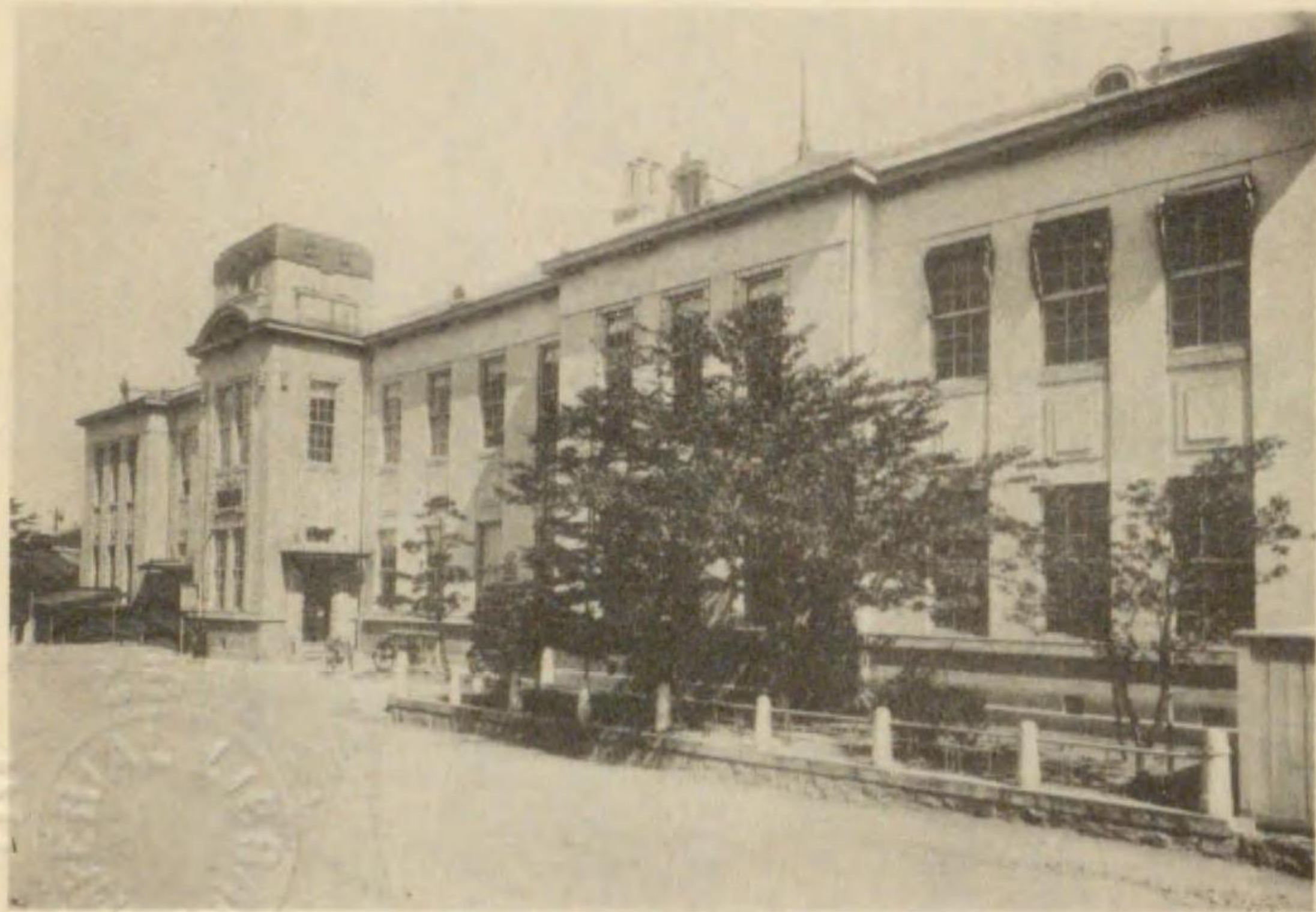
電話取扱局所分布狀況

區	別	局所數	面	
			一局所に對する	人口
朝鮮内地	管	七五〇	二九四・三二 <sup>方</sup>	二八、一六八
		六、六四三	五七・六六	一〇、一四〇
		一六五	二一八・〇二	三〇、六七〇
		七九	四八・一一	一八、〇六一
		七〇	五一五・五七	四、一八八

南	別	局	所	數	面	
					積	人
洋				二	一、〇七四・四〇	方
					四〇、四四一	口

通信線路 先づ郵便線路は鐵道單長四千五百四十籽、通常道路單長一萬二千四百四籽、水路單長二萬九千七百六十三海里、航空路單長六百七十籽で、陸路に於ては朝鮮に於ける道路の發達せる關係上自動車交通頗る發達せるを以て、概ね之を郵便遞送に利用し、自動車遞送線路單長は實に一萬九百七十七籽に及び郵便物の速達上多大の利便を得ました。

次に電信、電話回線は陸上電信線路亘長八千六百二籽、同線條延長四萬二千四百四籽、海底電信線路（朝鮮内）亘長百九十籽、同線條延長四百三十三籽、陸上電話線路亘長九千五百八十二籽、同線條延長十七萬三千百九十一籽、海底電話線路亘長四籽、同線條延長百七十八籽に亙る現況で各地の通信狀況に照し地方都邑間の連絡の完成を



局 便 郵 山 元



局 便 郵 壤 平

圖るに共に、一面朝鮮と内地及滿州の主要地間との圓滿なる通信の疏通をも圖つて居りますが、近時通信の輻輳に伴ふ通信施設の改良増設を要するの急なるものあるに鑑み、豫算の關係、施設の緩急等を考慮し漸次之が整備擴張を爲しつつある次第で、昭和七年には下關釜山間に既設二心入電信用海底線を利用して電話一回線を構成し、右の電信用海底線使用に伴ふ電信線の不足に對しては、他の内鮮間電信用海底線に音聲周波搬送式多重電信装置を施して之を補償し、内鮮間連絡電話通話に成功し、又翌八年には福岡釜山間に均一負荷海底電話「ケーブル」を布設するに共に、京城釜山間に三通路搬送式電話を施設し、電話三回線を新設して、東京京城間其他内鮮主要都市間の連絡通話を完成しましたが、尙本年は福岡釜山間の海底電話「ケーブル」を利用して搬送式電話を施し、内地朝鮮間に更に電信電話一回線を作成する豫定で工事進行中であります。

又京城釜山間にも更に三通信路搬送式電話を施設するごご爲り、目下工事中であります。本搬送式電話は特種の搬送式電話で普通電話二回線ご放送中繼一回線ごを構成するごご爲つて居ります。

次に羅津局は同地將來の發展に鑑み、現時最良方式である自動交換方式により本年三月開局しましたが、實施成績極めて良好であります。交換機は富士電氣株式會社製「シーメンス」式自動交換機でありまして、之が朝鮮に於ける自動局の最初のものであります。又京城中央電話本局は本年十月自動交換方式に変更される爲、目下工事進行中ではありますが、其の交換機は日本電氣株式會社製「ストロージャー」式自動交換機であります。

それから既設の電話回線中には警備電話用として使用せらるるものがありまして其の線條延長は一萬九千七十二杆に及んで居ります。而して其の中には警備通話の専用にするものご一般公衆用のものを警備通話に兼用するものごがありまして朝鮮に特

有な經濟的施設であります。

次に電信に於ては、昭和八年關東廳依託大阪大連線を施設するに方り、下關釜山間には在來の吉見巖南間一號海底線を利用して重疊式電信回線が作製せられ、其の直流側は東京京城一番線に交流側は大阪大連線に使用せられて居ります。昭和九年には豫ねて五單位符號自動印刷電信機を購入し、之を遞信省に六單位に改造方を依託してあつたものが竣成し、之を京城及釜山に交付の上試験通信を行ひましたごころ良好の成績を得ましたので近く實通信に使用し其の能率を發揮せしめる豫定であります。又數年前から現波符號通信を「モールス」符號通信に変更方考究せられて居りました松江元山線も海底線中繼器製作完成し愈々本年九月中には工事竣功の豫定であります。

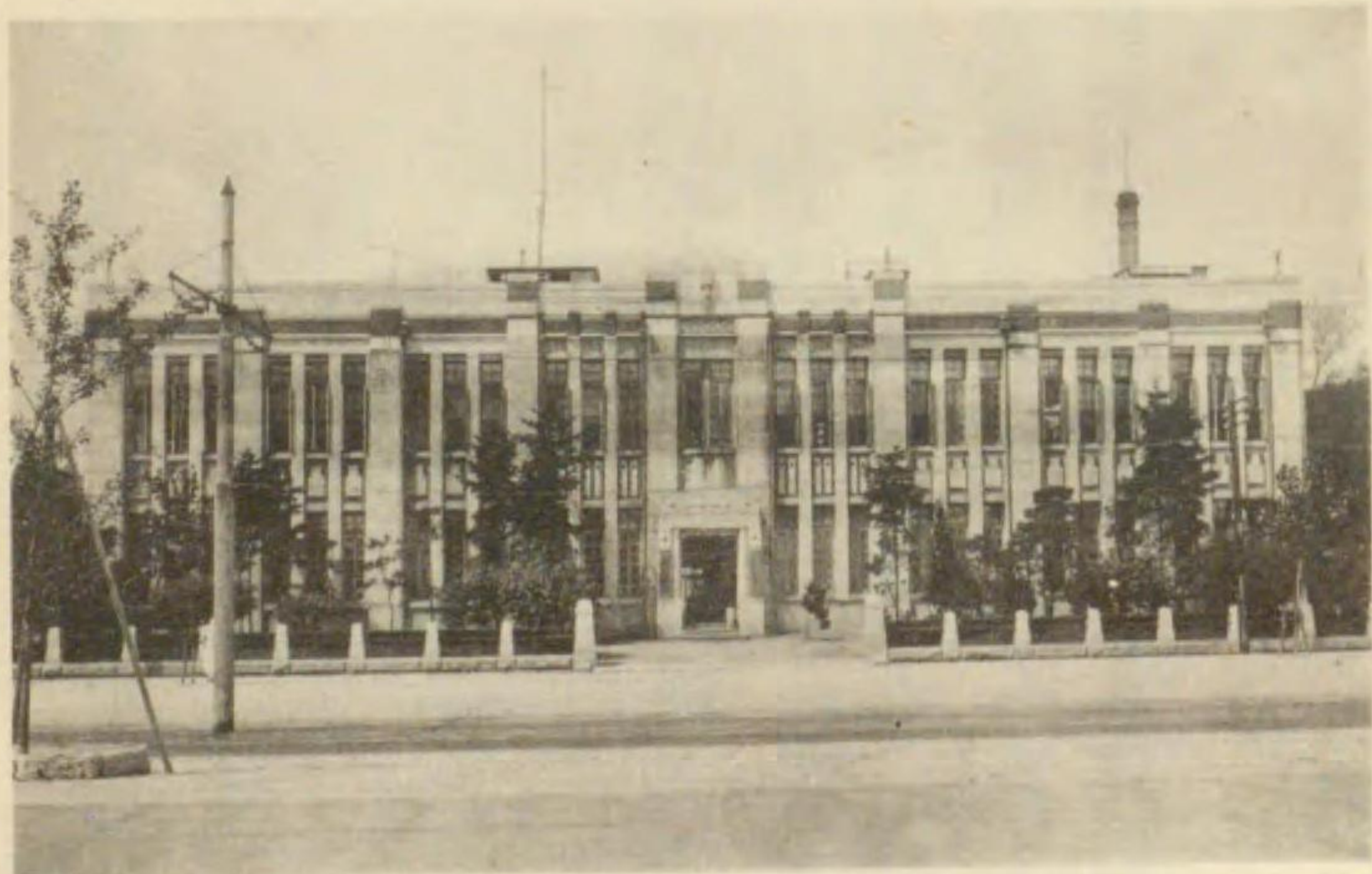
又無線施設は明治四十三年三箇所の燈臺（内一箇所は昭和二年十一月より當分休止）に之が施設を爲し各燈臺間の通信、氣象通信、近海を航行する艦船ごの警報通信及海難救助等の用に供しましたが大正十二年四月龍山陸軍無線電信所の移管を受け主

として對船舶公衆通信を取扱ふ京城無線電信局を設置したのを初め、次で木浦、濟州、釜山、鎮南浦及清津にも此の種の海岸無線電信局を設置して居りますが、右の内京城及清津無線電信局は夫々送信所、受信所及中央通信所を有する中央集中式に改装し、送受共短波長を使用し、京城無線局に於ては對東京、大阪、廣島、新義州及大連間、又清津無線局に於ては對大阪及滿洲國新京並に圖們電報局間固定通信の取扱ひを開始して居りますが、京城無線電信局に於ては通信方式變更直後の昭和二年度に於ては、約十萬八千通程度でありましたが、主要通信路が高速度通信方式に爲つて七年後の昭和九年度に於ては、實に八十九萬四千通に達してゐる現状であります。

尙昭和五年七月には蔚山に航空無線業務専用の無線電信局を設置し、更に昭和六年滿洲事變の際新義州郵便局内に航空業務専用の短波無線を假に設備し、航空に關する通信を取扱つて居りますが、新義州に獨立した航空専用の無線電信局を設置する必要に迫られまして、昭和九年度に於て廳舎の營繕を終へ、同十年度に於ては機械の設備



京城鐵道郵便局



京城中央電話局光化門分局

を爲すこと爲り目下工事進行中ではありますが、之が完成の暁には、京城、蔚山の兩局と相俟つて國際航空路の完成に寄與する所大なるものがありませう。

以上の外に昭和八年七月慶尙南道欲知島と統營の兩局所に小規模短波無線電信の設備を爲し、鳴嶼陸地間固定通信の開始を爲したるを初めとし、黃海道延坪島、京畿道德積島、全羅南道蝟島及同青山島等に盛漁期間中臨時的に小規模短波無線電信の設備を施し、最寄無線電信局間固定業務取扱を開始して公衆通信を取扱つて居る外、金剛山、毘盧峰及外金剛に小規模短波無線電信の施設を爲し、兩地間無線通話の外附近各地及元山間一般市外通話の取扱をも爲して居ります。

放送無線電話 朝鮮に於ける放送無線電話は、大正十五年十一月社團法人朝鮮放送協會の前身京城放送局の設立が許可せられまして、昭和二年二月より電力一「キロワット」の一装置を以て内鮮兩語の放送を開始して今日に及んだのでありますが、放送事業の使命の重大なるを輓近内地其の他に於て放送業界が異常な發展を爲しつつある

のみに鑑み、規模を擴大して、昭和八年四月二十六日より電力十「キロワット」のもの二装置を以て内鮮兩語の二重放送を開始して居ります。而して昭和十年三月末に於ける聴取者数は、内地人三萬六百六十人、朝鮮人九千五百八十四人、外國人二百四十九人、計四萬四百九十三人でありませう。

朝鮮に於ける特殊施設 通信事業の各種施設は概ね内地同様の制度を採用し、彼我共通の取扱を爲して居りますけれども、内地及其他の地方には事情を異にするものがありますので制度上にも自ら異なる點があります。其の主要なるものを擧ぐれば左の通であります。

郵便

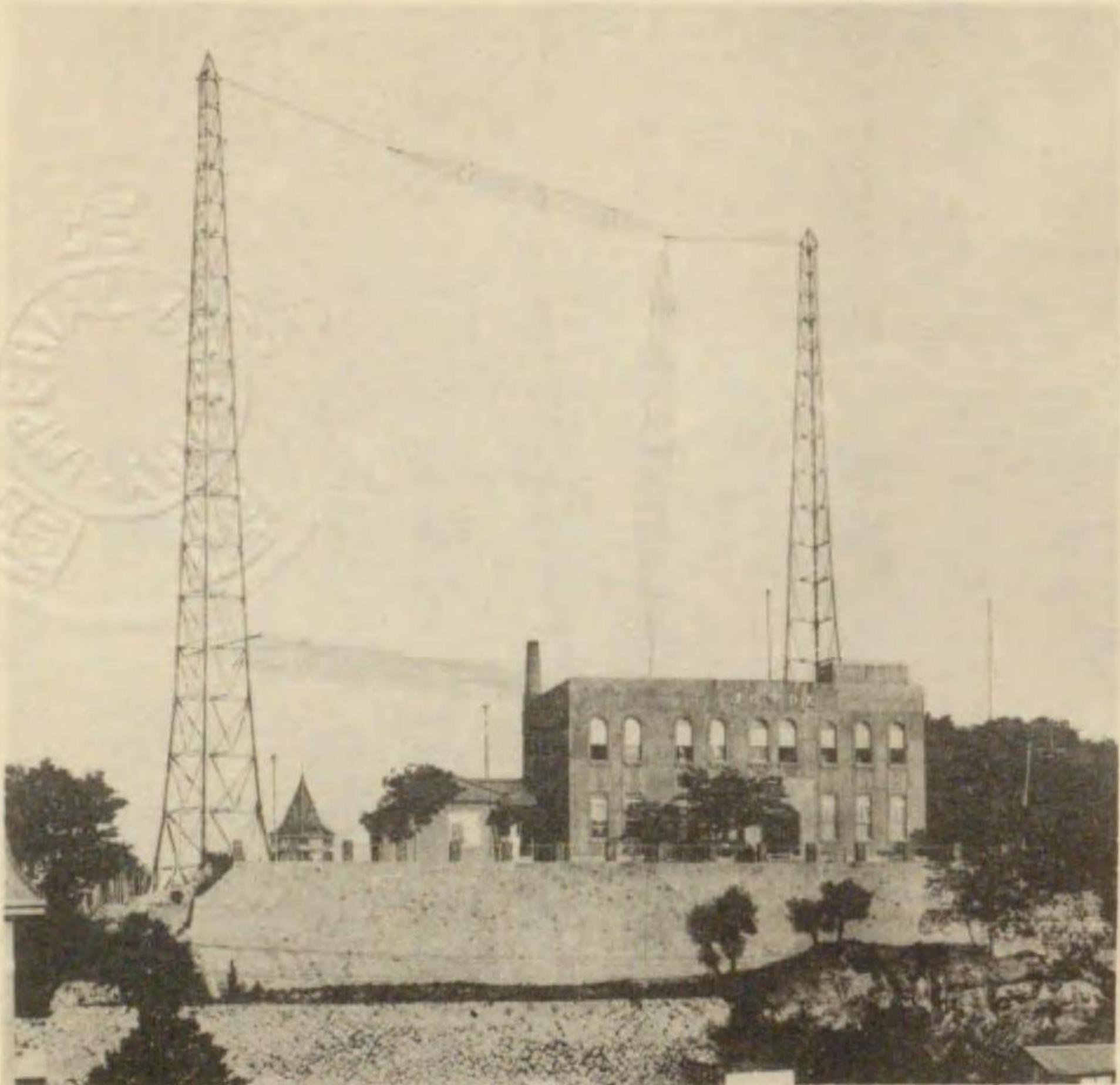
便

- 1 普通小包の取扱を爲さず
- 2 小包郵便の出港税賦課徴収の事務を取扱ふ

電信

信

- 1 市外發受用電話の制を設く（加入區域外の地に於て電話通話事務



所送放洞貞(JODK)局送放城京  
室 奏 演 (同)

電

話

を取扱ふ郵便局所との間に電話の施設を爲し、其の電話機に依り市外通話を爲す制度にして、即ち市外通話のみを目的とする簡易電話交換設備)

2 警備電話の利用(警備上の目的に基く警備電話を公衆の利用に供す)

3 軍用電話の制(軍隊の必要に基き郵便局の中繼に依り又は軍隊相互間軍用に關する通話を爲さしむる制度)

1 高額爲替の取扱(金融機關の不備を補ふ必要上、特に認可を受けたるものは、證書一枚の金額を規定の制限額以上に高むることを得しむ)

2 朝鮮人郵便貯金一部拂残置額低下(朝鮮人の民度低きに鑑み貯金の拂戻残置額を十錢に低下す)

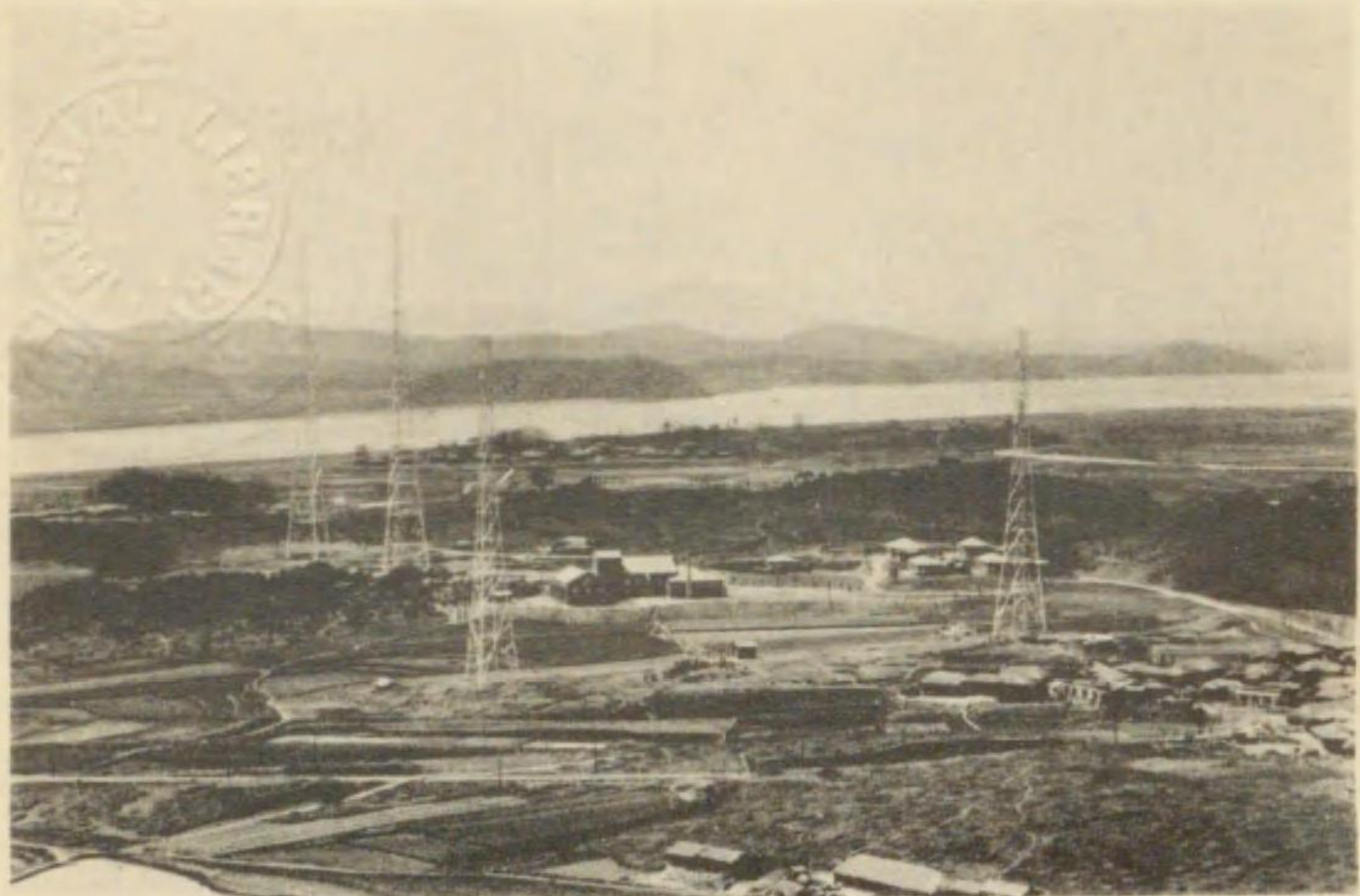


爲替貯金  
及其業務  
附帶業務

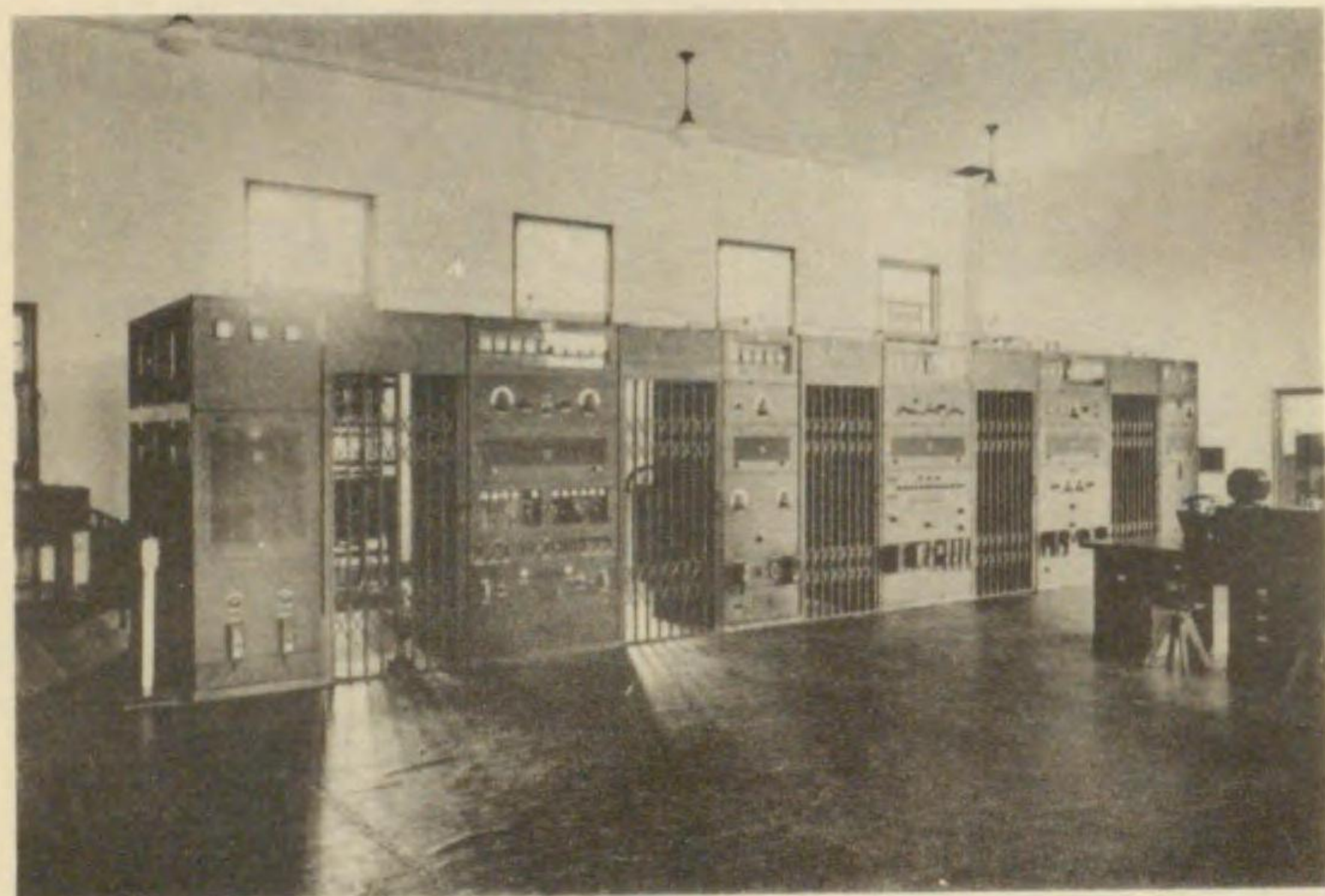
- 3 郵便振替貯金高額拂出の取扱（爲替高額振出と同様の理由に基き振替貯金拂出書に對しても高額拂出の制を認む）
- 4 開市日に於ける爲替貯金事務の取扱（日曜日に於ては爲替貯金等の取扱を爲さざるも、朝鮮に於ける地方金融の實情に鑑み、日曜日が開市日に相當する場合には特に其の取扱を爲さしむ）
- 5 國庫金の取扱（内地に於ては、各廳の歳入歳出金を取扱ふも、朝鮮に於ては、朝鮮總督府及其の所屬官署の歳入歳出金に限り之が取扱を爲す）

通信事業利用の狀況 最近年度中に於ける通信事業利用の狀況は、全般を通じ概して堅實なる進歩を遂げ、逐年益々發展の趨勢を示して居ますが、今、内地及其他の地方との狀況を對比して見るに左表の通であります。

郵便比較



京城放送局(JOJK)延禧放送所



(同) 放送室

郵便爲替比較

區別	内國爲替(振出)		外國爲替(振出)		内人口十億對替(振出)	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額
朝鮮	三,八〇八,一六〇	一三三,〇六三,四九二	七,七九九	四六六,四〇三	一・八	五七・七八
内地	三三,三七,八七六	六八二,〇六三,〇七四	三七,三八〇	一,二〇三,八九四	五・〇	一〇一・四四
臺灣	一,〇五一,〇六九	二七,七三六,三八五	九,八六九	三〇〇,七八九	二・一	五四・八一
朝鮮	三,九四,三二一,四三四	三三二,八八〇,六四三	一三・九	二,四一五,三三四	三,五七七,九一五	一一・一
内地	四,三三七,三三三,六〇〇	四,四〇二,二〇〇,八三五	六四・八	六,一三四,〇三四	五七,七六三,九七三	九・一
臺灣	七五,七四七,九一三	八五,六八一,三七三	一五・〇	六四一,四八〇	一,一四五,四一九	一・三
關東局管内	一四六,一〇八,九六一	一七,六九一,六〇三	一〇三・七	七八五,四〇二	二,一五六,七六〇	五・六
樺太	一九,七五四,〇三二	二八,四〇九,九九七	六五・八	三〇二,八五〇	五〇六,一三二	六・八
南洋	一,四七二,三六〇	一,九五四,七四六	一八・二	一〇,七八八	四三,七四〇	一・三

通信



通信

區別	內國爲替(振出)		外國爲替(振出)		人口十に對する替(振出)	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額
關東局管内	一、三四一、四三四	四一、六五、七四六	七九六	三〇、〇一八	九・五	二五・九
樺太	四五九、八九九	一四、〇三、六三三	四七	三、二二五	一五・三	四六九・六三
南洋	六八、一六七	五、八四、〇一一	三六八	四、〇五九	八・四	七三・二八

三四

郵便貯金比較

區別	現在		高		人口百に對する	
	預け人員	預金額	預け一人	預金額	預け人員	預金額
朝鮮	三、一五六、〇九四	五二、六三一、五五三	一六・六八	一六、六八	一・五	一・五
內地	三七、七〇三、三八七	二、八〇九、一九二、八二七	七四・五二	七四・五二	一・〇	一・〇
臺灣	五二一、五八三	一九、三〇七、三三九	三七・五五	三七・五五	一・〇	一・〇
關東局管内	三九五、七七〇	三四、九六六、〇八九	八八・四〇	八八・四〇	一・〇	一・〇
南洋	一五五、七八五	九、三六〇、五八〇	五九・四五	五九・四五	一・〇	一・〇
太平洋	一八、三三六	一、八九三、三三九	一〇三・二六	一〇三・二六	一・〇	一・〇

電信比較

區別	發信	著信	人口十に對する發信通數	
			發信	著信
朝鮮	七、一四八、四二三	七、〇七九、〇九二	三・四	三・四
內地	五七、九四二、四一六	六〇、二四六、二五五	八・六	八・六
臺灣	一、五三一、四七二	一、六一八、九二七	三・〇	三・〇
關東局管内	三、三七〇、七九四	三、一四六、六七三	二・三・九	二・三・九
南洋	八八六、六四八	八五八、三五〇	三〇・二	三〇・二
太平洋	一七三、一〇三	一五一、五五三	二一・四	二一・四

電話比較

區別	通話		加入者	人口一萬に對する加入者數
	市内	市外		
朝鮮	三、八九三、〇九七	三、八二三、〇九七	三七、六九四	一・八
內地	三、六〇一、四八六、三四三	三、八二三、〇九七	七九六、五三八	一・三六
臺灣	八三、五九〇、〇六八	二、五九三、一七三	一五、八二四	一・三

三五



區別	通話度		加入者	人口一萬に對する加入者數
	市内	市外		
關東局管内	三三三、七三六、六一〇	一、六六九、八〇七	三三、三三七	一六五
樺太	三三、一六三、八六八	六六一、六九九	五、一三〇	一七五
南洋	二、八三六、三六二	一	三六九	四
計	三三七、四〇六、四一七	二、八三四、五三七		

### 三 既往五箇年間の比較

日韓通信機關合同當時に於ては諸般の設備不完全にして其の利用も亦幼稚の域を脱しませんでしたが、其の後制度が漸次改善せらるるに伴ひ、業務各般の利用も全く面目を一新し、現今の如き盛況を呈するに至つたのであります。

今、最近五箇年間に於ける事業發展の内容の一斑を示せば左の通であります。

年度別	局所數	一局所に對する	
		面積	人口
昭和九年度	八四五	二六一・二三二 <sup>方呎</sup>	二五、〇〇一



### 電信取扱局所

年度別	局所數	面積	人口
昭和八年度	八一三	二七一・五二四	二五、五七四
昭和七年度	七九〇	二七九・四一九	二六、一〇九
昭和六年度	七七八	二八三・七二八	二六、〇七〇
昭和五年度	七四九	二九四・七一四	二五、八〇九

### 電話取扱局所

年度別	局所數	一局所に對する	
		面積 <sup>方呎</sup>	人口
昭和九年度	八五三	二五八・七八二	二四、七六七
昭和八年度	八三四	二六四・六七七	二四、九三〇
昭和七年度	八二二	二六八・五四一	二五、〇六一
昭和六年度	八〇四	二七四・五四五	二五、一九五
昭和五年度	七八九	二七九・七六四	二四、五〇一

年度別	局所數	一局所に對する	
		面積	人口
昭和九年度	七五〇	二九四・三二一 <sup>方</sup> 杆	二八、一六八
昭和八年度	七三〇	三〇二・三八四	二八、四八一
昭和七年度	七一四	三〇九・一六一	二八、八五一
昭和六年度	七〇二	三一四・四四五	二八、八六五
昭和五年度	六八五	三二二・二四九	二九、五七二

郵便線路

年度別	通常道路	鐵道	水路	航空路
昭和九年度末	一二、四〇四 <sup>杆</sup>	四、五四〇 <sup>杆</sup>	二九、七六三 <sup>哩</sup>	六七〇 <sup>杆</sup>
昭和八年度末	一二、四五四	四、四二九	二九、七六三	六七〇
昭和七年度末	一一、八九七	四、二七三	二二、五二〇	九四〇
昭和六年度末	一一、四九八	四、一七〇	一三、二〇四	九四〇

電信線路

昭和五年度末	一一、二八六	三、八三五	一三、九七四	九一〇
--------	--------	-------	--------	-----

電話線路

年度別	陸上線		地下「ケーブル」線		水底線		計
	線路	線條	線路	線條	線路	線條	
昭和九年度末	八、五九 <sup>杆</sup>	四〇、八三〇 <sup>杆</sup>	一、三三三 <sup>杆</sup>	一、三三三 <sup>杆</sup>	四三三 <sup>杆</sup>	四三三 <sup>杆</sup>	八、七九三 <sup>杆</sup>
昭和八年度末	八、五六一	四〇、〇三三	一、二八二	一、二八二	四三四	四三四	八、七五八
昭和七年度末	八、四七〇	三八、四五〇	一、〇九八	一、〇九八	四三九	四三九	八、六六八
昭和六年度末	八、四四六	三八、三七四	九四一	九四一	四三八	四三八	八、六三八
昭和五年度末	八、四三七	三七、七九四	九三三	九三三	三九〇	三九〇	八、六三三
昭和九年度末	九、五三五 <sup>杆</sup>	一〇四、七六六 <sup>杆</sup>	六 <sup>杆</sup>	六 <sup>杆</sup>	四 <sup>杆</sup>	四 <sup>杆</sup>	九、六八六 <sup>杆</sup>
計							一七三、三六九 <sup>杆</sup>

郵便

年度別	陸上線		地下「ケーブル」線		水底線		計	
	線路	線條	線路	線條	線路	線條	線路	線條
昭和九年度末	九、四七九	一〇一、三三二	五二	六二、八八八	二	一七六	九、五三三	一六四、一三七
昭和八年度末	九、三三四	九六、三八一	四三	五五、六六二	七	一八四	九、三三五	一五三、三二七
昭和七年度末	九、一〇二	九三、七三二	三七	五〇、三七八	七	一五八	九、一四七	一四四、一六八
昭和六年度末	八、九七五	九一、〇六八	三五	四七、一九四	六	一六七	九、〇一五	一三八、四三九
年度別	通常郵便物		小包郵便物					
	引受配達	人口一億對する發出數	引受配達	人口一億對する發出數				
昭和九年度	二四四、三二一、四三四	一三・九	二、四一五、三三四	一・一				
昭和八年度	二六九、一七一、二九七	一三・九	二、二九四、四〇九	一・二				
昭和七年度	二五一、七六三、九一六	一三・二	二、〇八〇、八七九	一・〇				
昭和六年度	二三八、四一一、九一四	一三・八	二、〇〇五、六九二	〇・九				
昭和五年度	二三八、〇七六、四三三	一三・三	二、一七四、三七三	一・一				

郵便爲替

年度別	内國爲替		外國爲替	
	振出	拂渡	振出	拂渡
昭和九年度	三、八〇八、一六〇	三、四〇四、三七三	七、七九九	四六六、四〇三
昭和八年度	三、四七五、六〇九	三、〇九八、八〇八	六、五四一	三〇二、七八二
昭和七年度	三、一八九、三七三	二、七七六、九九九	五、三三八	二〇五、二八九
昭和六年度	三、〇〇五、三九四	二、六〇九、六五七	七、六五一	二四〇、六六〇
昭和五年度	三、〇一九、〇三三	二、六〇八、八一九	九、九八五	三六六、三三七

郵便貯金

年度別	預入		拂渡		年度末現在	預け人一人當り金額
	年度數	金額	年度數	金額		
昭和九年度	九、三八八、六八四	一〇八、〇七三、三四六	二、三九九、〇五五	一〇一、七〇一、五四〇	三、一五六、〇九五	一六・六八

年度別	預入		拂渡		年度末現在		預ケ人一人當り金額
	度數	金額	度數	金額	人員	金額	
昭和八年度	八,三三七,六五九	八九,四八九,〇一五	三,〇八八,九四一	八六,八九三,三〇一	二,八四〇,六五六	四四,八〇七,一五四	一五・七七
昭和七年度	七,五〇四,九三五	七五,四五〇,二六六	二,〇一〇,四三三	七六,〇八六,三七六	二,四九四,〇三二	四〇,九三九,三九三	一六・四二
昭和六年度	六,五七五,九〇九	七二,七六六,七〇九	一,八一六,五〇六	七二,二〇五,六四一	二,一八三,八七一	四一,四三三,六六九	一八・一四
昭和五年度	五,五八三,五四五	六八,九八六,三三九	一,六〇七,九六九	六八,六九一,七四九	二,一七八,一七八	三八,八五三,八六六	一八・三四

郵便振替貯金局所受拂

年度別	拂込		拂出	
	口數	金額	口數	金額
昭和九年度	四,〇〇二,四九七	二四九,六五〇,九六六	五一〇,六七一	三二九,一三六,五二七
昭和八年度	三,五四九,六四一	一〇六,九三一,三七三	四六五,六〇八	一八五,四五四,八九二
昭和七年度	三,一一九,一〇四	一〇九,四七九,七三三	四三三,〇八三	一四九,七九七,〇一三
昭和六年度	三,〇七五,九四八	一七五,五四八,〇二五	三九六,〇五一	一三七,七九三,六六二
昭和五年度	三,〇一六,四七三	一六九,〇九四,六六四	三七八,八三六	一四八,一三一,六九三

郵便振替貯金口座受拂

年度別	受入		拂出		年度末現在人員	年度末現在金額
	口數	金額	口數	金額		
昭和九年度	三,〇五八,九四〇	四三六,六五九,七四五	九二七,二七九	四三六,一九四,四四六	三〇,六三九	五,四八八,七六〇
昭和八年度	二,八三六,五一四	三六七,一六三,九三七	八七五,六七六	三六六,七一九,〇五八	二八,六六九	四,九三三,〇五〇
昭和七年度	二,六〇九,三三三	三七一,五五四,〇四七	八三三,三四六	三七〇,六八三,〇一三	二七,一〇三	四,四八七,一七二
昭和六年度	二,〇四六,八七七	三一一,〇九〇,八〇〇	七八八,〇四四	三一一,三三七,七二〇	二六,〇三三	三,六一六,一三八
昭和五年度	二,五一九,五五九	三七五,七三五,一四九	七九八,五〇〇	三七五,四三三,三〇〇	二五,〇四七	三,八五三,〇五九

電信

年度別	發信		著信		中繼信	人口十億對する發信通數
	内國	外國	内國	外國		
昭和九年度	七,一三六,三九四	一一,〇三九	七,〇六〇,六三〇	一八,四六二	一一,六五四,〇一三	三・三八
昭和八年度	六,四一〇,六一〇	一八,九六七	六,三三三,〇七八	二五,六一六	一一,〇八六,一三八	三・〇九



創始五周年

朝鮮簡易生命保險

電話

年度別	市		市		年度末現在加入者
	內	外	內	外	
昭和五年度	一七三、二六一、四九七	三、一九四、四三三	一七六、四五五、九二九	三二、六六四	二、七九
昭和六年度	一八六、五〇、九八五	二、八九七、七四六	一八九、四〇八、七三一	三三、九〇〇	二、七六
昭和七年度	二〇六、五三八、八八六	三、一三八、一八五	二〇九、六五七、〇七一	三四、八六九	二、七三
昭和八年度	二三七、八三三、七八八	三、四四五、四三七	二三一、三〇九、二一五	三六、二二九	二、七〇
昭和九年度	二三九、一七〇、九七〇	三、八九三、〇七	二四三、〇六三、〇六七	三七、六九四	二、六七

年度別	國內		國外		中繼信	人口十に對する發信通數
	發	信	發	信		
昭和五年度	五、七三九、五九〇	五、七三九、五九〇	五、六〇七、六七四	五、六三四、三三五	九、三四九、八一三	二、九四
昭和六年度	五、七七八、三三七	五、七七八、三三七	五、五七二、八二七	五、五九八、五八三	九、一四、七三一	二、七六
昭和七年度	五、七三四、六三三	五、七三四、六三三	五、七三五、九一九	五、七六〇、九三一	九、六九三、六七〇	二、七三
昭和八年度	五、七三九、五九〇	五、七三九、五九〇	五、七三五、九一九	五、七六〇、九三一	九、六九三、六七〇	二、七〇
昭和九年度	五、七三九、五九〇	五、七三九、五九〇	五、七三五、九一九	五、七六〇、九三一	九、六九三、六七〇	二、六七

通信

四四



## 朝鮮簡易生命保險

### 一 朝鮮簡易生命保險事業の沿革

朝鮮に簡易生命保險を實施しやうと謂ふ計畫は、大正元年頃に其の端を發しましたが、爾來幾多の曲折を経て、漸く昭和四年二月第五十六議會に於て關係法律案及豫算案の通過を見、同年十月一日より實施せられるに至りました。

### 二 朝鮮簡易生命保險制度の概要

朝鮮簡易生命保險は、多數民衆の利用に適する簡便なる生命保險で、政府の獨占經營するものであります。其の特長を擧ぐれば、保險加入の際、被保險者の身體検査を行はず所謂無診査保險であること、保險料は月掛とし且郵便局所より集金すること、

保険金額の小口であること等であります。之が取扱機關としては中央に於ては、朝鮮總督府遞信局が事務管理廳を爲り、地方に於ては、全鮮八百十の郵便局所が契約の申込、保険料の受入、保険金の支拂、其の他契約に關する諸般の事務を取扱つて居ります。

保険の種類は終身保険と養老保険の二種類で、養老保険には十年、十五年、二十年、二十五年、三十年、三十五年及四十年満期の七種があります。

加入の年齢は満十二歳以上満六十歳以下であります。

保険金額は被保険者一人に付て、二十圓以上四百五十圓以内であります。

本保険は所謂無診査保険である爲、病弱者の加入を防止する必要があるため、保険金支拂に削減期間を設け、契約成立後一年以内に死亡したるものには死亡迄に拂込むべき保険料に相當する金額を支拂ひ、契約成立後一年を超え二年以内に死亡したる場合には契約保険金額の二分の一を支拂ふことに爲つて居ります。但し傳染病豫防令

第一條第一項の傳染病（コレラ、赤痢（疫痢を含む）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、發疹チフス、猩紅熱、デフテリア、流行性腦脊髓膜炎及ペスト）又は災害に因て死亡した場合には何時でも保険金の全額を支拂ふことに爲つて居ります。

保険料の拂込に付ては契約者の便宜を計り、特に契約者が郵便局所の窓口の窓口に拂込むことを欲する場合の外、毎月郵便局所員が集金に行くことに爲つて居り、又一時に六箇月分以上を取纏めて前納する場合には六箇月分毎に保険料月額の二分の一に相當する金額を割引することに爲つて居ります。

その他貸付、契約の変更、契約復活の制度、癈疾者に對する保険料拂込免除等の特例があります。尙朝鮮簡易生命保険審査會が設けられまして、加入者側と政府との間に紛争の生じた場合には單に書面による請求に依つて審査會の審査を受けることが出来るやうに爲つて居ります。

### 三 朝鮮簡易生命保險事業の概況

本事業は實施以來意外の好成績を収めて居ります。今其の成績を擧げるに左の通であります。

#### 事業成績

年 度 別	新契約	復活	死亡	解約	失 效	其の他の 事由に因 る減	年 度 末 現 在 契 約	
							件 数	保 險 料
昭和九年度	二〇六、三三九件	七、一六九件	一〇、四六〇件	八、三二四件	六九、四一八件	一、二〇三件	六五五、五〇九	一三〇、〇二二、四一〇円
昭和八年度	一九五、七二三	五、九三七	八、三三三	九、一八三	七八、三三九	九一七	五三一、五〇五	九七、三三〇、三八一
昭和七年度	一九〇、六七五	三、八三六	六、〇七〇	一〇、四一九	八一、六四九	六四三	四二六、五一六	七八、八五七、四六八
昭和六年度	一七〇、六六六	二、三三八	三、九七二	八、七〇八	七六、一三三	三三三	三三〇、七八五	六三、五〇四、五七二
昭和五年度	一七六、五〇三	六三一	二、三三七	二、三二二	四三、九六六	一六六	二四六、九三三	四八、一九三、三六五

#### 保険金支拂高



所談相康健險保易簡鮮朝京城

種	別	件	金		
			額	支	支
全	支	一一、四七〇 <small>件</small>	二、二一五、一八二 <small>円</small>		
半	支	七、三一六	六九一、五六九		
一	支	一一、三四五	七三、九〇九		
計	支	三〇、一三一	二、九八〇、六六〇		

備考 本表の計数は事業創始以來昭和十年三月末迄に保険金の支拂を了したるものを掲ぐ。

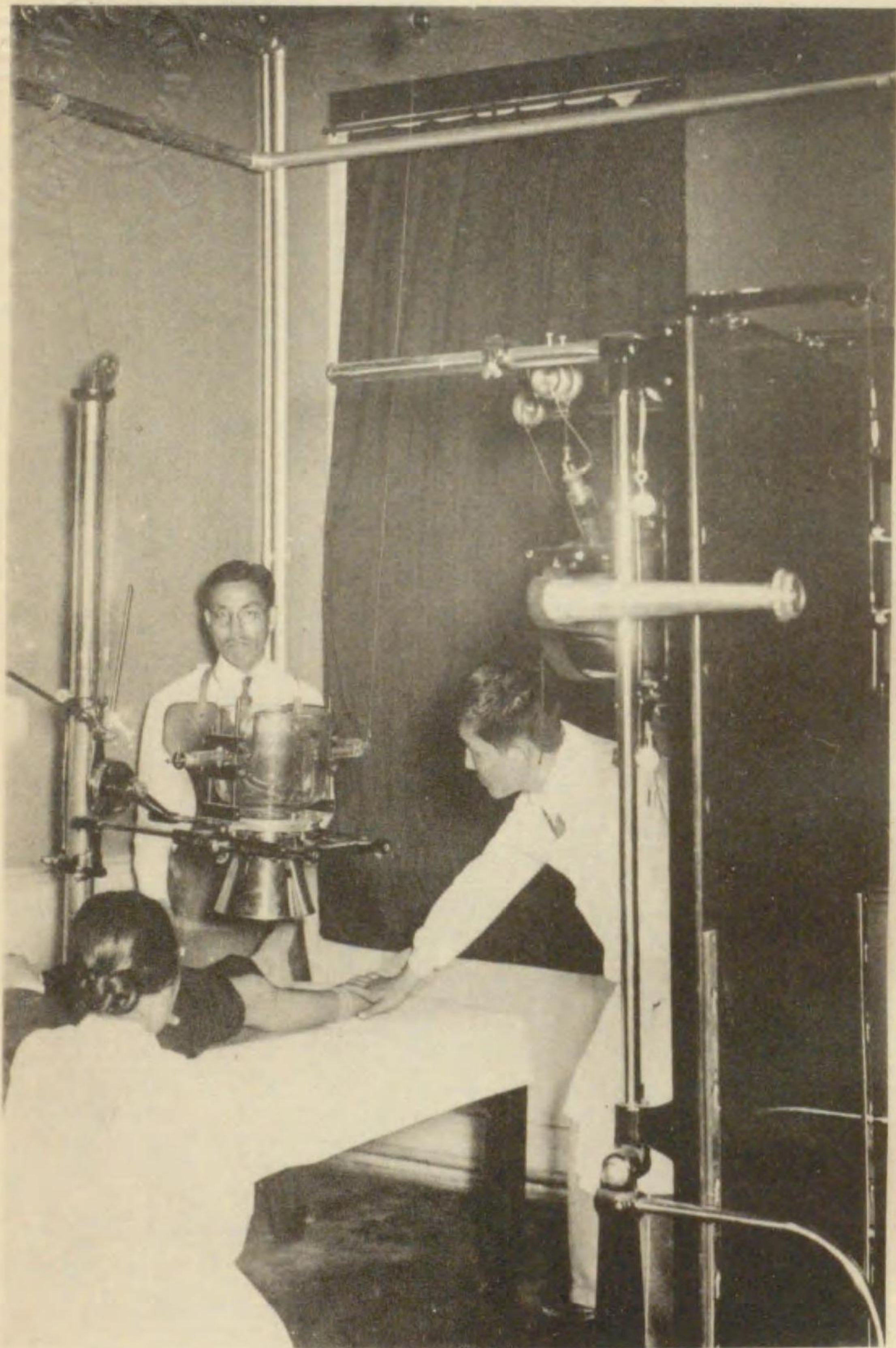
積立金の運用 本事業の積立金は、朝鮮總督が之を管理するここに爲つて居りまして其の運用方法は規定に依つて特別に保険契約者に貸付ける場合の外國債にて保有するか又は大藏省預金部に預入する事になつて居りますが此の預入額を限度と致しまして之を朝鮮に於ける公共の利益の爲公共團體又は營利を目的としない法人若は組合に對して低利で融通し資金の地方還元を圖つて居ります。

昭和七年本資金の融通を開始しましてから、昭和十年四月末日迄の融通總額は、昭和十年度の貸付内定のものを併せますと一千三百十五萬餘圓に上つて居りまして、朝鮮に於ける教育、産業、交通及衛生等各方面に互つて其の公共的又は社會政策的事業に貢獻するもの蓋し少からざるものあるを信ずるのであります。

利率別貸付種目及積立金の放資狀況は次の通であります。

(一) 利率別貸付種目

實費診療事業、職業紹介所、公益質屋、授産事業、 職業輔導事業、公設浴場、託兒所、災害復舊事業、 公設市場、食糧及日用品廉價供給事業、小額生業資 金貸付、傳染病院、農糧粉資金貸付、下水道、汚物 處分施設、癩療養所、防火施設	利率年五分 利率年五分二厘
--	------------------



備設ンゲトンレるけ於に所談相康健險保易簡鮮朝城京



自作農創定、公營住宅、公立病院、上水道、屠場、  
火葬場及共同墓地、小學校及普通學校、實業補習學  
校及農事訓練所  
利率年五分四厘

中等學校、府廳舍及邑面事務所、郵便所廳舍  
專門學校、產業共同施設、農業倉庫、乾繭場及繭取  
扱場、水利及土地改良事業、小口産業資金貸付  
利率年五分八厘

道路及橋梁、河川改修事業、砂防事業、港灣修築事  
業、埋立事業、其の他の事業  
利率年六分

(二) 積立金放資狀況 (昭和十年五月末現在)

公共貸付額	八、四九八、〇二二圓
國債保有額	一、〇二〇、一六〇圓

保 險

契 約 者 貸 付 額

二五〇、〇〇四圓

預 金 部 預 金 額

五、七七九、七一八圓

合 計

一五、五三七、九〇四圓

朝鮮簡易保險健康相談所 朝鮮簡易生命保險被保險者の健康保持を圖り、併せて事業の堅實なる發展を期する目的を以て、昭和七年十月京城及釜山に、同八年十月平壤及大邱に、同九年十月仁川及元山の各地に朝鮮簡易保險健康相談所を設置し、總ての取扱を無料を以て一般健康上の相談に應じて居るのであります。其の成績は極めて良好で、被保險者の保健上多大の裨益を爲すものご思料せらるるのであります。尙健康相談所は逐次鮮内各地に増設される見込であります。相談所の設置してない地方の被保險者の爲に、特に醫師を派遣して巡回健康相談の需に應じ、又は京城健康相談所に對し無料普通郵便に依る書面相談を爲し得る方法もありません。

此の外以上の健康相談所は何れもレントゲン検査を始め各種の試験検査を取扱つて

朝鮮簡易生命保險

保險金一億圓

居りますが尙京城健康相談所では、特殊の施設を要する醫化學的検査及血清化學的検査をも取扱つて居ります。

各健康相談所に於ける創始以來の事務取扱狀況を示せば左表の通であります。朝鮮簡易保險健康相談所事務取扱狀況

種目	京	城	釜	山	平	壤	大	邱	仁	川	元	山	合	計
健康相談	四七、八六一	三〇、三六九	一一、四三三	一八、三三〇	二、三四六	一、九三三	一一三、三三〇							
處方箋交付	一〇、八六七	七、六四八	一、三八〇	三、〇七七	五、六三三	七三四	三四、一九九							
診斷書交付	五七九	五八	九六	一〇三	一四	一〇	一、四四九							
書面相談	五四五	—	—	—	—	—	—							
血清検査	二、五五一	—	—	—	—	—	—							
レントゲン検査	三、五一九	二、三〇〇	一八一	四、五八	—	—	—							
其他	七、三七七	二、八八三	三、四三三	五、〇二六	三三六	三七二	二七、一九五							

備考 血清検査を取扱はざる健康相談所に於て血清を採取したる場合は之を京城健康相談所に送付して検査を爲すものとす



航空

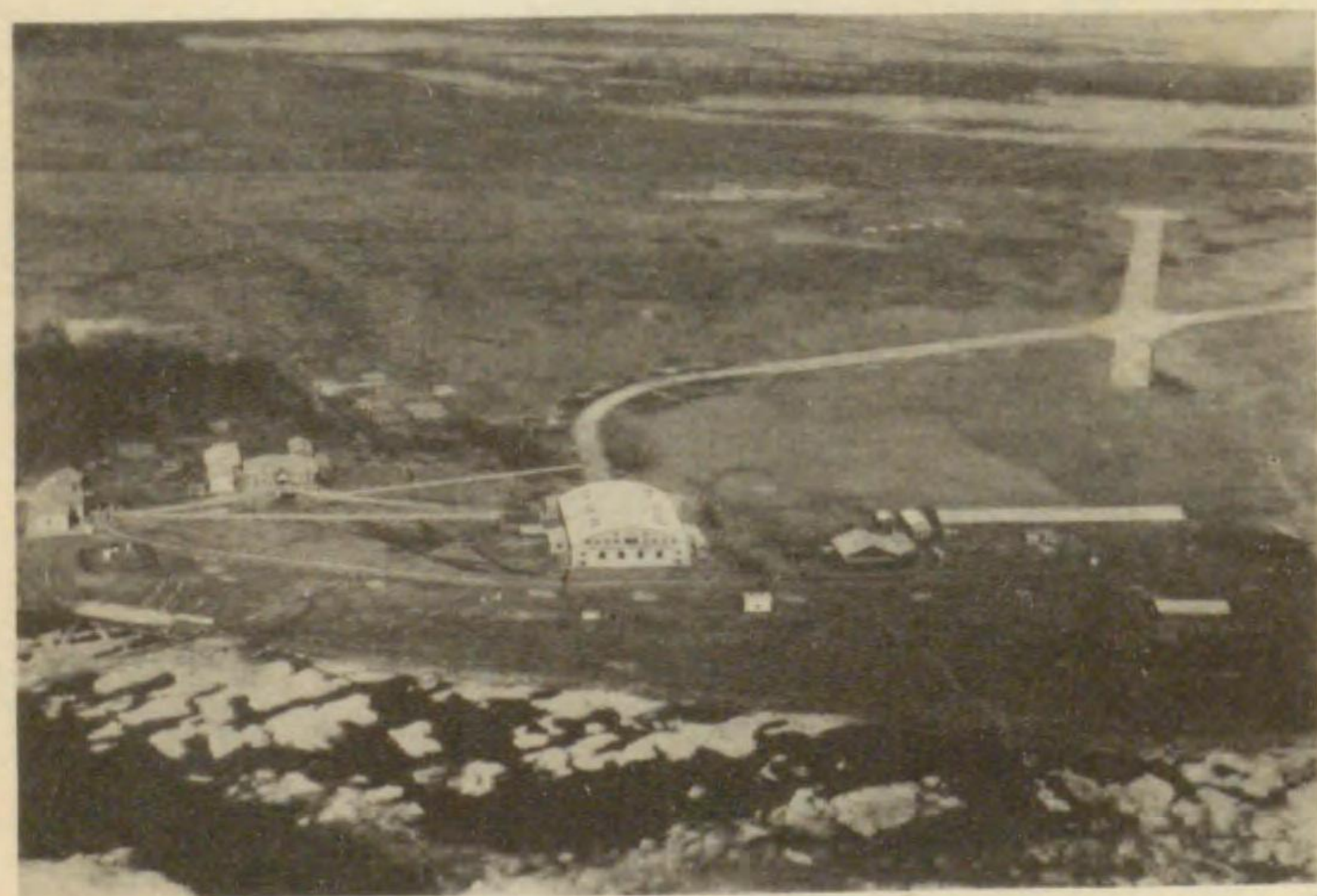
一 施設の概要

航空事業の發達が運輸、交通並に通信上極めて重要であり且國防上不可分の關係があることは言を俟たざる所であります。之が爲に歐米諸國は航空界の異常なる發展にも甘んずるこゝなく益々其の發達を企圖しつつある狀況であります。

朝鮮は恰も國際航空路の要衝に位する關係上、又一面には民間航空事業の發展に應ずる爲、航空路の設置は最も緊急を要する次第であります。航空路の設置には飛行場、航空標識、航空氣象觀測所の設置、航空用通信設備及夜間照明設備等を要し、之が爲には多額の經費を必要としますので、財政の關係、施設の緩急等を考慮して漸次其の整備を圖るこゝとし、尤づ其の第一着手として飛行場並に其の附屬設備、航空標



京 城 飛 行 場



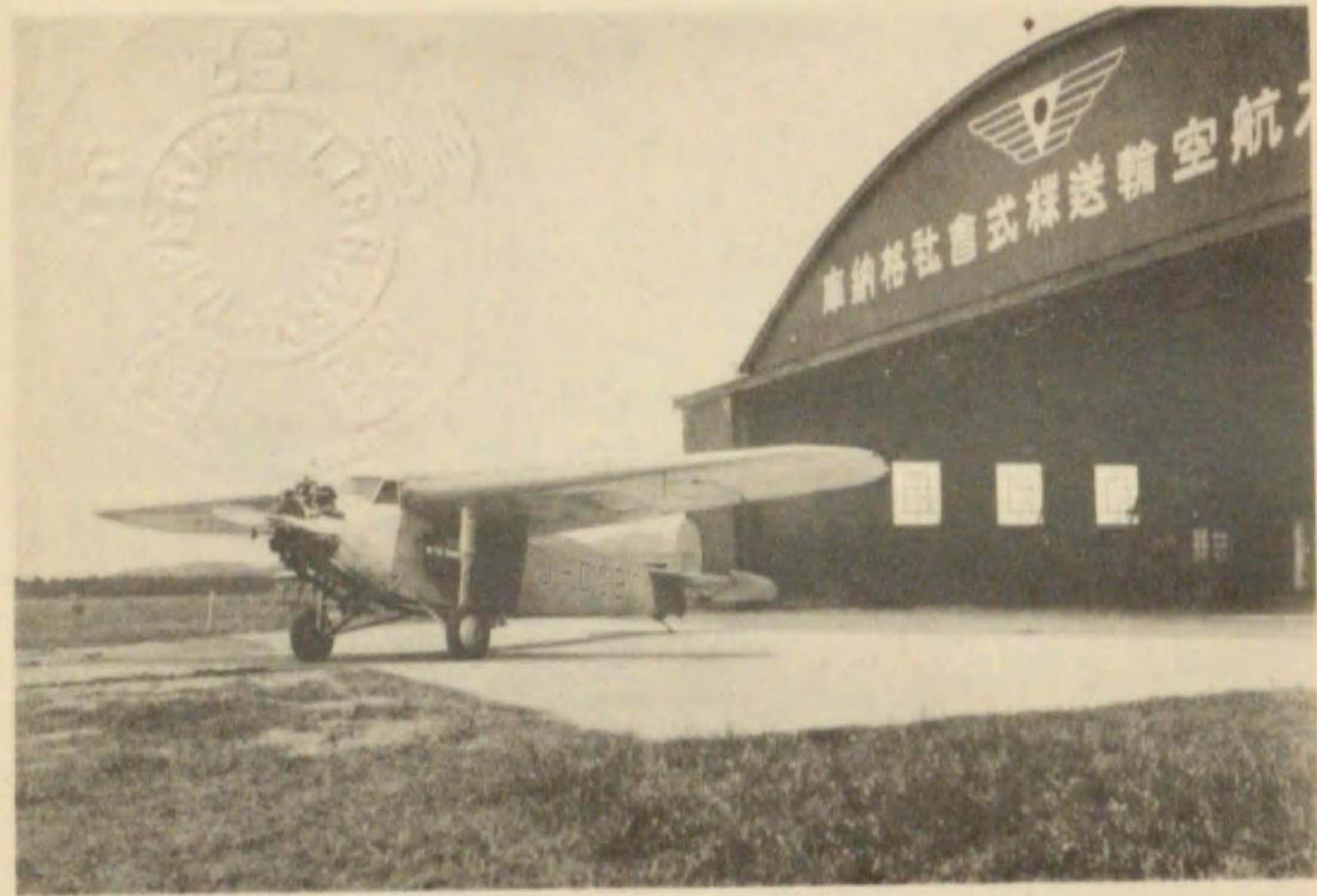
機 上 よ り 見 た 京 城 飛 行 場

識の設置、航空用通信設備を致しました。即ち飛行場としては京城、蔚山及新義州に之を設置し、京城及蔚山飛行場は昭和四年五月に開場し同年九月に其の事務を開始しましたが、新義州飛行場は昭和八年三月に開場し同年六月に其の事務を開始しました。尙昭和七年度に於て農村振興事業として總經費二十萬圓を以て京城飛行場に滑走路の構築、連絡道路の改修を行ひ其の面目を一新したのであります。又航空用通信設備としては昭和五年七月新に蔚山に航空用の無線電信局を新設し、京城無線電信局に受信設備を施しました。尙蔚山飛行場内に観測所支所を設置し、昭和六年七月一日より航空に關する氣象觀測を開始致しました。

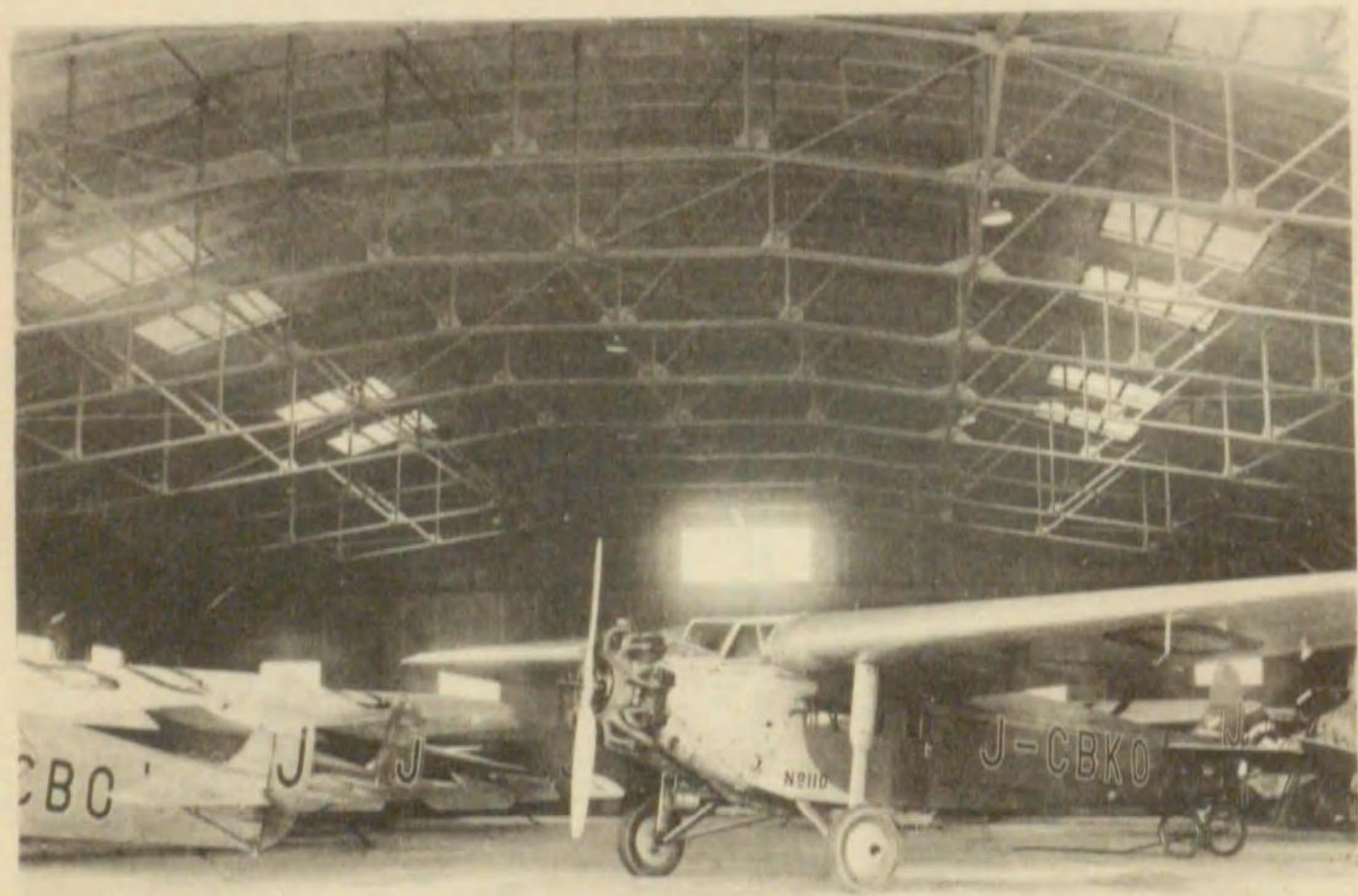
次に航空標識は蔚山、黃澗、大田、天安、京城、沙里院、平壤、定州及新義州の九箇所に之を設置し、此等は何れも既に竣功してゐるのであります。

## 二 民間航空事業の概況





機客旅 社會式株送輸空航本日



庫納格 社會式株送輸空航本日



航	機	操	飛	航	同
空	關	縱	行	空	
士	士	士	機	關	係
數	數	數	數	技	術
				者	養
				成	所
				個	人

九	八	二	一	一	一
(全部内地人操縦士にして航空士免狀を併有す)	(全部内地人にして内一名は操縦士にして機關士免狀を併有す)	(内地人 一四)	(朝鮮人 七)		

海 事

一 海運事業の沿革

海 事

古來朝鮮は日本及支那に對し通商の事實がありましたけれども、近世に至る迄彼我僅に帆船の來往するものあるに過ぎなかつたのであります。然るに明治九年日韓修好條規が締結を見るに至りまして、初めて日本郵船株式會社所屬汽船の來航を爲り、次で元山及仁川の開港を見るに及び、大阪商船株式會社も亦汽船航路を開始し、爾來世運の進歩に伴ひ内地、朝鮮間及朝鮮内沿岸全部に互りて汽船航路を漸増し、遂に今日あるを致したのであります。

海運事業は之を大別して本府の補助命令に依るもの、本府以外の命令に依るもの又は命令に依らざるものに分つこころを得るのであります。先づ本府命令に依るものより述べますれば、由來韓國政府時代に於ける海運に關する施設としては何等見るべきものがなかつたのであります。日清戰役後、同政府は海運事業の忽にすべからざるを悟り、當時政府の所有船であつた蒼龍外二隻を日本郵船株式會社に貸與し、政府保護の下に北鮮方面の航海を爲さしめ、爾來同會社は其の保護の下に之を繼續するこころ三

箇年に及びましたが、偶釜山に於て朝鮮人の經營する協同汽船會社が設立されましたので、政府は日本郵船株式會社に對する委託を解除するこ同時に、同社に對して其の所有船の拂下又は貸與を爲し其の經營を引繼がしむるに至りました。其の後明治三十年仁川在住の堀某が仁川、群山及大同江附近の間に航路を開始し、日本郵船及大阪商船兩會社の釜山、仁川航路と連絡を取り、専ら米の輸出を圖りましたけれども、經營數年にして廢止するに及び、元山在住の吉田某は其の使用船を買收して、元山を起點とする北鮮沿岸航路を開始しましたが、經營動もすれば困難を告ぐるに至りましたので、明治四十一年韓國政府は國幣三萬圓を割いて前記の吉田某に貸與し、釜山雄基間に命令航路四線を開始せしめました。之が朝鮮に於ける命令航路の濫觴でありま

す。  
東沿岸に於ける航運は斯の如く稍々節制ある秩序的航海を見るに至つたのであります。南沿岸の航運に對しては未だ何等の施設なく、物資の運輸上圓滑を缺く所のも

のが少くないので、當時の釜山理事廳は民間有力者を説いて釜山汽船會社を創立せしめ、韓國政府も同社に命令して、金三萬圓を貸與し浦項、木浦間に命令航路を開かしました。其の後幾何もなくして松江の共同汽船、大阪商船等の競争航路が現れました。爲其の經營に動搖を來たし、之が爲釜山汽船會社は維持甚だ困難に陥つたのであります。更に明治四十二年に至つては韓國政府は更に木浦在住の武内某に對し年額約五千圓を貸與して多島海及木浦、群山間に命令航路を開始せしめ、南沿岸に定期汽船の出入を見るに至りました。而して上叙の命令航路は日韓併合の大業が行はるるに及び朝鮮總督府に於て之を繼承しました。

斯くして朝鮮沿岸は西北部を除くの外定期航路の實現を見るに至りましたが、何れも小規模の會社又は個人の經營に屬し、朝鮮産業の奨励、貿易の振興、交通の改善發達等は之を期待すべからざる状態でありましたので、總督府は命令期間の將に滿了せんとするのを好機として、個々に分立せる各經營者に對して合同經營を慫慂しました。



仁川海事出張所



木浦海事出張所

結果、明治四十五年一月を以て資本金三百萬圓の朝鮮郵船株式會社の成立を見るに至りました。依つて總督府は同社に對し明治四十五年度以降三箇年を期して沿岸定期航路九線の航海遂行を命令し、茲に始めて沿岸航路の統一を見たのであります。其の後命令を更改するに九度、朝鮮海運の實勢と貿易並に産業状態とより之を査覈して専ら近海航路への進出の計畫を樹て、現在沿岸航路二線、近海航路十一線、寄港(近海)航路二線、河川航路二線、計十七線を命令して居ります。

更に地方廳其の他の命令及官公營の航路に就て海運事業消長の跡を尋ねて見まするに、命令に於ては日本郵船及大阪商船の兩社は朝鮮の開港と共に遞信省の命令に依り朝鮮航路を開始し、經營十數年に亙り朝鮮産業の開発に貢獻せし所少くなかつたのであります。其の命令解除の已むなきに至つた後に於ても、日本郵船は横濱、北支那線の往航を仁川に寄港せしめ、又大阪商船は自營と地方廳の補助に依り西鮮沿岸航路を、又陸軍省命令に依つて互光商會と共に東沿岸航路を經營し、以て十數年に及びま



したが、其の後各社共廢航致しまして、現在では僅に大阪商船會社のみ自營定期航路を繼續して居ります。又對馬商船會社は地方廳の補助に依つて長崎又は博多より釜山との間の航路を、阿波國共同汽船會社は關東廳の補助に依つて大連、仁川間の航路を經營し、其の後大正十一年に至つては本府も亦之を補助し、其の他地方廳の補助又は其の經營に依るもの近海航路以下十數線を算する状態であります。

次に自營航路に在りましては、仁川の堀某が西海岸の一部に航海を開始したのを以て嚆矢とするものの如く、次で元山の吉田某、仁川の秋田某等、年々漸を遂ふて沿岸及近海に幾多の經營者が續出するに至りましたが、何れも其の事業に消長があつて開廢常なく、其の沿革を經營は今之を詳にすることが出来ませぬけれども、逐次朝鮮の産業開發に依りて堅實なる經營者を増加し、今日に於ける自營航運の隆盛を致したるものであります。而して昭和十年四月一日現在に於ける定期航路は前記の本府命令航路十七線の外他官廳命令航路二十一線、官公營航路八線、自營航路二百三線の多數



丸京新船航就線滬新鮮北 社會式株船郵鮮朝



風速船ラベロフ江遡江綠鴨 司公船輪江綠鴨

に上つて居ります。

## 二 海運事業の概況

船舶 朝鮮に於て初めて船舶事務を執行したのは明治四十三年四月でありまして、當時海事行政事務は度支部關稅局に於て之を管掌し、仁川、釜山、元山及鎮南浦の各稅關をして管海官廳の事務を掌らしめ、尙外に各開港場に於ける統監府理事廳に於ても亦登録及検査事務を執行せしめて居りました。而して創業當時たる明治四十三年度末に於ける登録船舶は汽船四十隻、七千八百十五噸、帆船三十三艘、千九十九噸、石數船十五艘、四百六十八噸で今日の隆盛に比すれば洵に微々たるものでありました。

明治四十五年海事行政事務を遞信局の所管に移し、次で大正三年海事法規の統一を見るに及びまして朝鮮に於ける海運事業も駁々乎こして進展し、置籍船舶も亦著増の

趨勢を見るに至りました。試に創業當時の船舶数を僅々四箇年を経過したるに過ぎない大正三年度末の現在數に比較して見るに船舶數に於て二百四十二艘、噸數に於て一萬三千五百四十八噸の大増進を示して居ります。

而して此の著しき増加の現象は、從來無鑑札又は韓國政府より交付したる鑑札類似の證票に依り自由に運航に従事して居りましたものが、新法の適用に依りて漏なく登記登録を爲したる特殊の理由に因ることも確に其の一因ではありますが、尙當時已に事業の進運の特に著しかつた事も亦見逃すことは出来ません。爾來此の趨勢は年を逐うて益々堅實味を増し、加之、機を見るに敏なる船主間に朝鮮に於ける置籍が内地又は關東州に比し有利なることが認めらるるに及びまして、大正五年前後に於ては特に大型汽船の朝鮮に轉籍するものが輩出するに至りました。

而して昭和十年三月末現在に於ける登録船舶數は汽船二百七十一隻、五萬五千六百六噸、帆船八百六十四艘、二萬九千七百七十一噸の多數に上り、之を創業當時に比すれば船舶數に於て百十九割、噸數に於て八十割の増加を示して居ります。

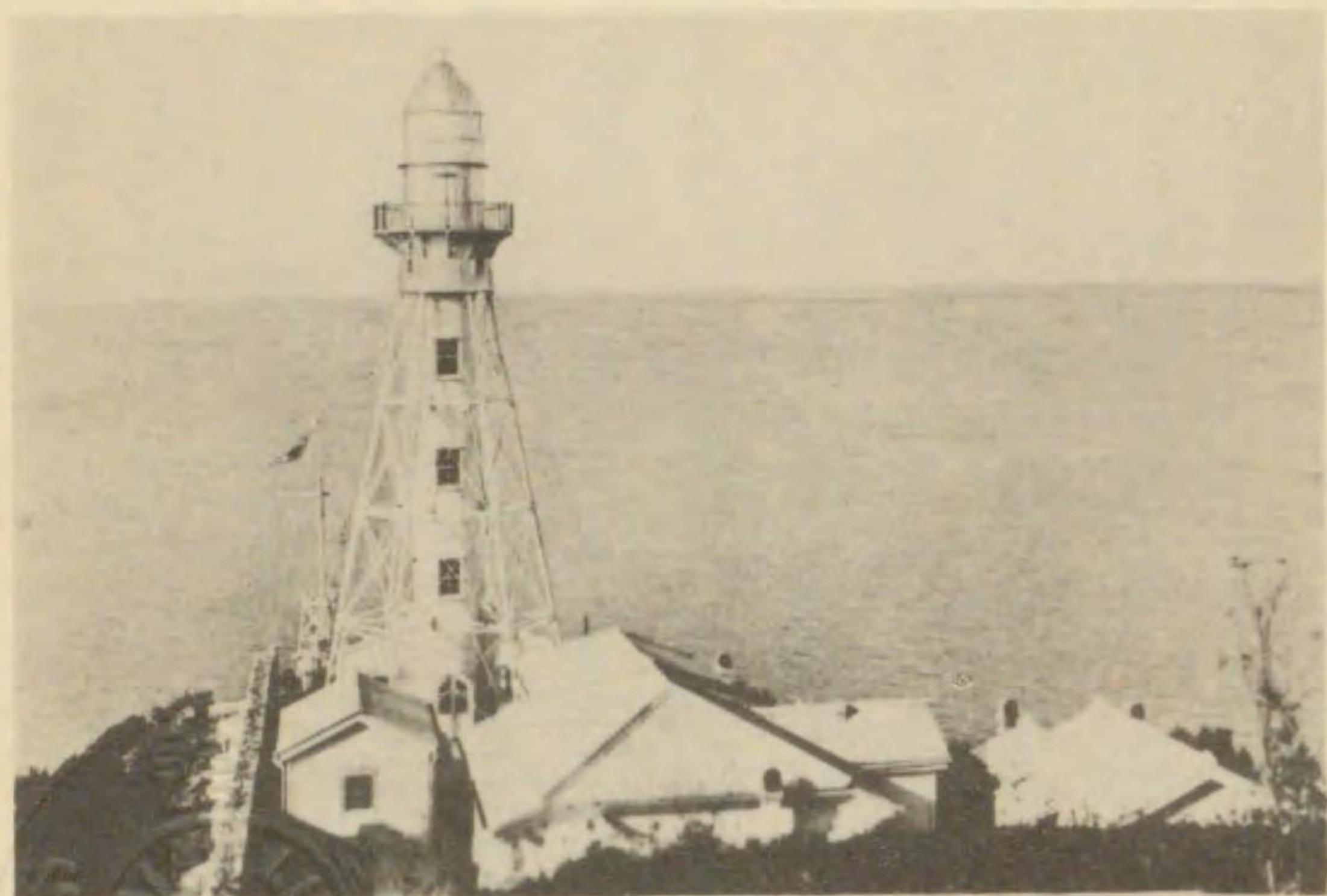
造船及鐵工業に對しては從來何等保護政策を以て見るべきものがなく、僅に船舶建造及修繕用物品承認規則並に同物品輸入税免除認許に關する件を制定して造船獎勵の一助たらしめて居りましたが、資本及設備の充實せるもの少く而も其の能力は漸く二百噸未滿の新造及修繕を爲すに過ぎませんでした。昭和二年釜山西條鐵工所に於て初めて總噸數三百噸の鋼鐵船の建造を見ましたが之が先づ朝鮮造船史上に於ける特筆すべき記録であります。

朝鮮に於て造船事業の兎角振はないのは種々な理由がありませうが、熟練職工の不足造船材料を總て内地に仰がなければならぬ關係上、勢ひ賃銀並に材料の不廉を爲り、之が爲に船舶所有者は多く所有船を内地に廻航して修繕を施すの實情に在つたやうであります。然るに偶々戰時活況に由る一時的現象を以て大正六年以後に於ては一般に船腹不足の影響を受け、朝鮮造船界にも一時異常なる活氣を呈し、就中鴨綠江畔

に在りては比較的大規模の造船所を設立し、鴨綠江材を以てする大型帆船の新造を爲し、其の需要は鮮内及支那方面に迄伸長するに至りましたが、平和克復と共に船腹緩和と爲り事業上に一頓挫を來し、其の後打續く一般海運界の不況に伴ひ再び沈衰の狀態に陥つて仕舞ひました。

而して大正元年以降昭和九年度に至る鮮内各造船所に於て新造したる總噸數二十噸以上のものにして朝鮮に置籍したる數は汽船六十九隻、三千四百九十噸、帆船四百八十四艘、一萬八千三十六噸に及んで居ります。

海員 海員の保護及取締に關しては、韓國政府時代に在つては何等施設の見るべきものがなく、僅に隆熙四年(明治四十三年)に發布せられた検査法規中技能劣惡の職員に對する制裁的の一條文があつたに止り、事實上は内地の規定を參酌して其の取締を爲して居りました。殊に帆船の如きに至つては、往々にして無免狀者が自由に操縦して居たやうな次第で、従つて海難の事故等も生じ易く、航海上の保安は到底期待し得



台燈島和大・道北安平



台燈島青於・道南清忠

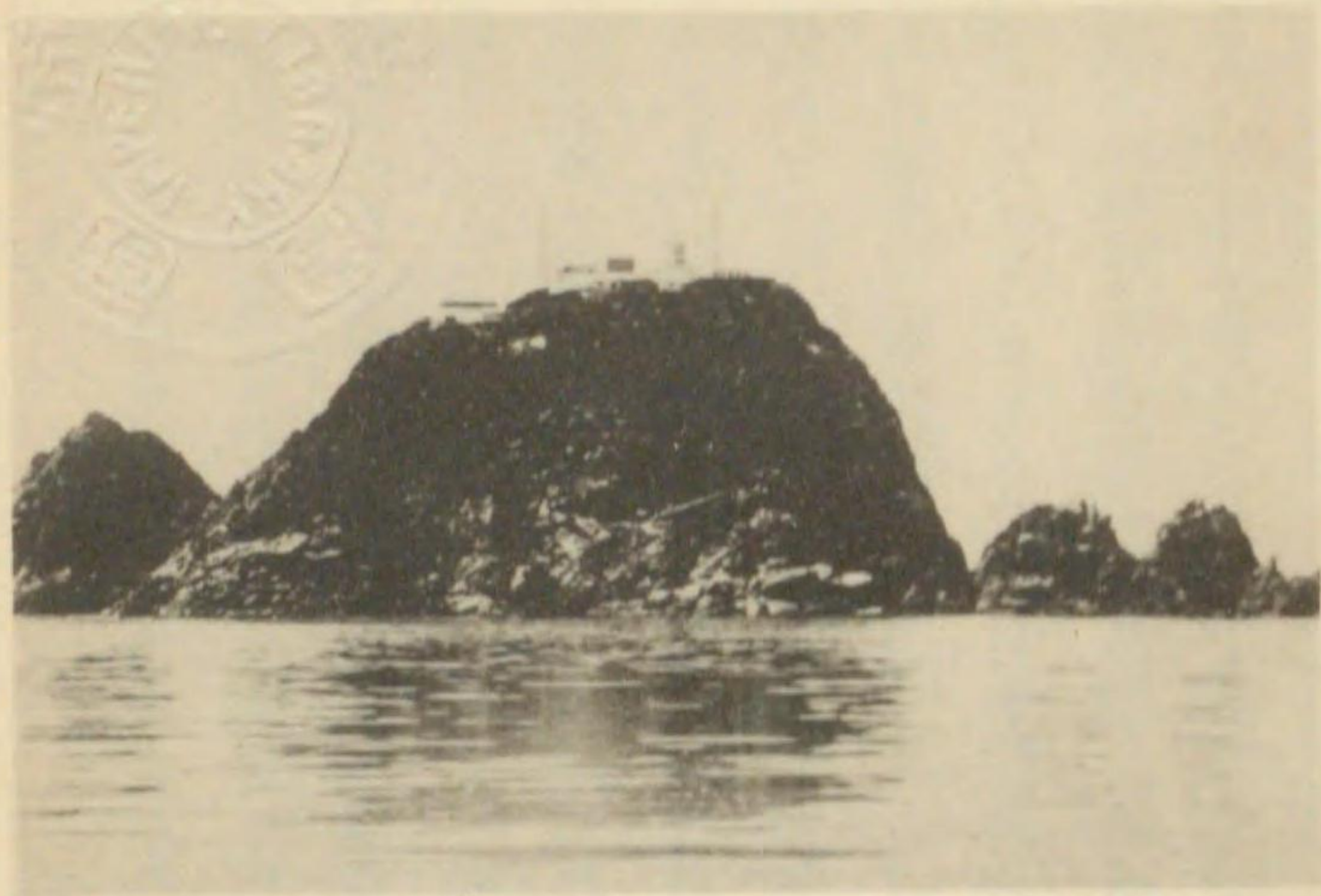
られないばかりでなく、職員試験制度が確立して居ない爲に有技者は總て之を内地に求めなければならぬ状況に在り、自然海運事業の發展に影響する所が甚大でありました。而して大正三年船員及船舶職員に關する法規の發布を見るに及びまして、此等の弊は一掃され、海員に關する施設は漸次完備するに至りました。然るに歐洲戰亂は帝國の海運事業をして急激なる發展を爲さしめたる結果、海員の需給俄に均衡を失し、朝鮮の海員も亦其の影響を受けて不足の状態が日を逐うて増大しましたので、之が對策として、一面管海官廳をして海員養成上多大の努力を竭さしめ、更に講師を各地に派遣して出張講習を爲さしむる等機宜の措置を施すと共に、海員養成機關急設の計畫を樹て、大正八年七月海員養成所を仁川に設置しました。同養成所は、其の後鎮海に校舎を新築して昭和二年八月同地に移轉し、専ら内容の充實改善を期しつつあります。其の外、船舶職員試験を毎年二回定期に仁川及釜山の管海官廳所在地に於て之を行ひ、尙必要に應じて各地に臨時試験を執行する等、銳意其の充足に意を用ひつつ

あります。

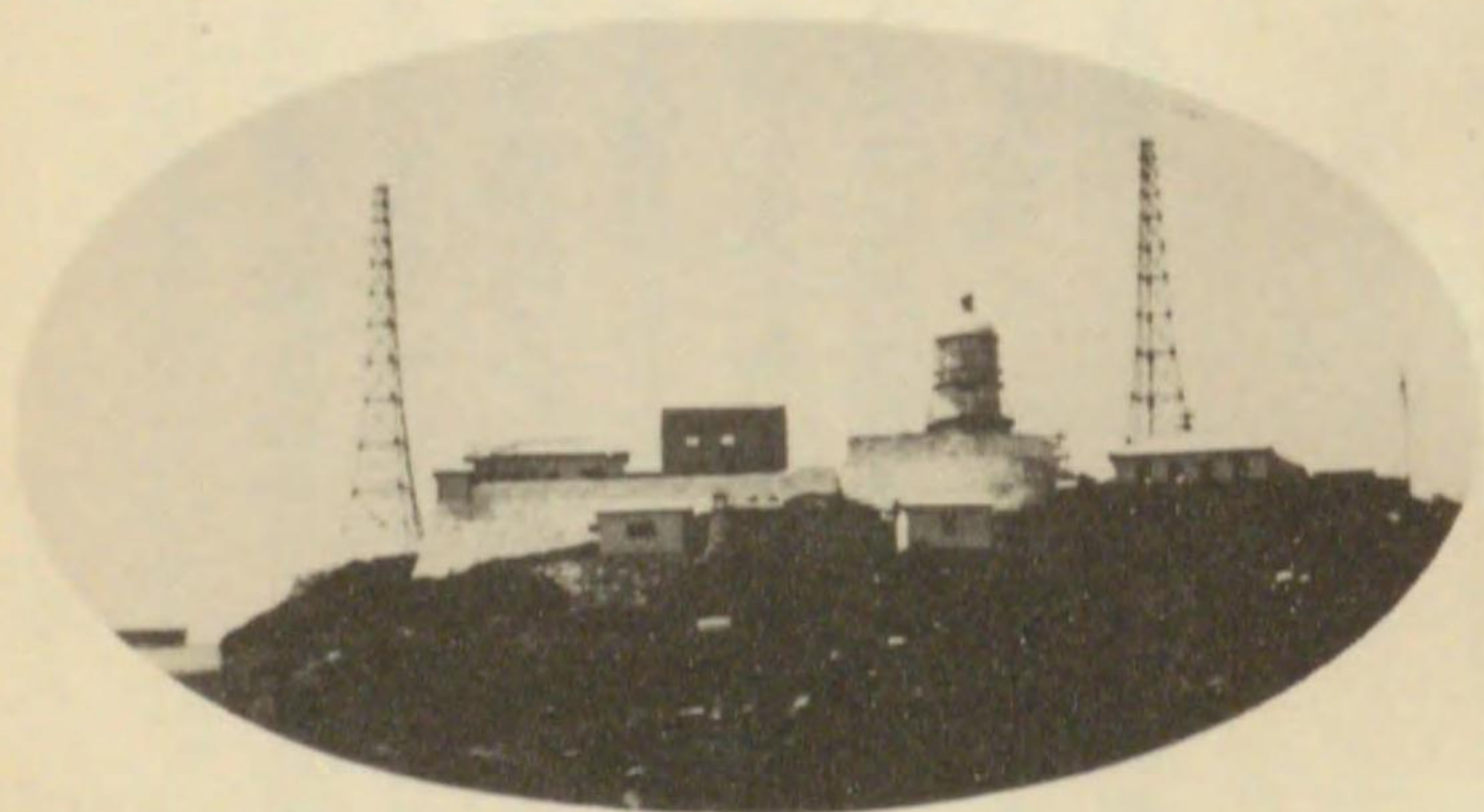
而して昭和十年三月末現在に於ける船員数は内地人二千七百九十七人、朝鮮人四千三百七十七人、外國人六十五人、計七千二百三十九人の多數に上つて居ります。

航路標識 朝鮮に於ける航路標識事業は明治二十七、八年日清戦役に際し、日本政府に於て艦船の通航上標識設置の必要を感じたる結果、明治二十八年六月より九月に至る四箇月間に互り汽船明治丸をして朝鮮全沿岸に於ける燈臺建設位置の調査を爲さしめたるに端を發し、其の後明治三十四年時の駐韓日本公使は、明治十六年七月日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き韓國政府に交渉したる結果、同國政府は日本より技師を招聘して各航路に標識を建設するの計畫を樹つるに至り、明治三十五年初めて仁川に海關燈臺局を設置し、度支部管理の下に小月尾島外三箇所の建設に着手し、翌三十六年點燈を開始したるを以て嚆矢とします。

其の後日露戦役に際會し、日本大本營に於て鴨綠江に多數の浮標を碇置し、一面工



七 發 島 燈 台 遠 望



同 上 全 景

事用船舶竝に技術員を韓國政府に提供して西南岸に於ける標識設置に便宜を與へたるのみならず、日本海軍に於ても進んで南岸及東岸に燈竿四箇所を建設し、以て韓國政府の計畫と相俟て標識の急設を圖りました。

明治三十九年度より五箇年間繼續事業として韓國政府は全沿岸に互りて標識施設に着手したる結果相當整備するに至りました。而して明治四十三年日韓併合後諸般の施設は着々として改善せらるるに及び航路標識も亦逐年改良増設せられました。而して昭和九年度に於ては、朝鮮沿岸の海難原因を考慮し、霧信號の改善に意を拂ひ、其の設備の充實に努めたる結果、格列飛島燈臺の霧砲を霧笛に改良し、又東海岸に於ては城津漁港、西水羅港東西兩防波堤、興南港、甘浦港南防波堤、九龍浦港防波堤に各燈臺を新設し、注文津燈臺の燈質を電燈となし燭光數の増大を計りました。又南海岸に於ては山地港東西兩防波堤に燈臺を、麗水港内に立標二基を新設し、待迅末挂燈浮標の塗色及位置を變更し航路の中央標識となし、山地燈標を撤去しました。西海岸に

於ては於蘭鎮燈竿、美尾島挂燈浮標、於蘭鎮立標二基、眞礁及海州の各浮標を新設しました外七發島燈臺には羅針局を設置し、者只島燈臺羅針局と共に何れも試験中であります。而して昭和十年三月末現在に於ては燈臺九十九基、其の他の夜標六十五基、晝標百四十基、霧信號二十四基、計三百二十八基を算するに至りました。

然れども之を海岸線の割合より見るべきは、全標識に對して五十二杆八に一基の割合を爲り、就中夜標に至りては百五杆九に對し一基の配置に過ぎず、之を歐洲諸國の海岸線四杆乃至十九杆に一基、支那の五十杆及内地の三十五杆二に一基の割合なるに比較するべきは、朝鮮に於ける標識施設は、其の配置、内容ともに甚だしく劣勢に在るを謂はなければなりません。

殊に朝鮮の沿岸たるや、西南岸の一帶は幾多の島嶼が碁布羅列し、加ふるに潮汐干満の差甚だしきところは世界に其の類例少く、従つて潮流急激なるのみならず、且全沿岸を通じて、春夏の候襲來する濃霧に至りては航海を困難ならしむるこゝ甚大にし

て、海難を惹起し、人命財産等の保全は到底期し得られない實情に在り、之が改良増設は洵に焦眉の問題であります。豫算の關係上一時に之が理想的完備は到底期し難く、先づ最も緊急施設を要するを認むべきもの四十餘基の建設を企畫し、漸次實現に努めつつあります。

海員審判 朝鮮に於て初めて海員審判制度を實施したのは大正三年六月海事に關する諸法規の實施と同時に、其の職員は朝鮮總督府海員審判所官制の定むる所に依り所長一人、審判官六人、理事官二人、書記三人を以て定員とし、所長、審判官及理事官（審判官の内二人は朝鮮總督府判事の中より任命す）は何れも朝鮮總督府遞信官署高等官中より之を任命し書記も亦同判任官中より之を任命します。

審判組織は所長、審判官の内三人の列席合議を以て之を行ひ一審制度を採用して居ります。而して從來發生したる海難事故の主なるものは衝突、乗揚、接觸及汽機の損傷等にして、之が發生原因は暴風激浪、霧雪流水等氣象状態の異變に基くもの其の大



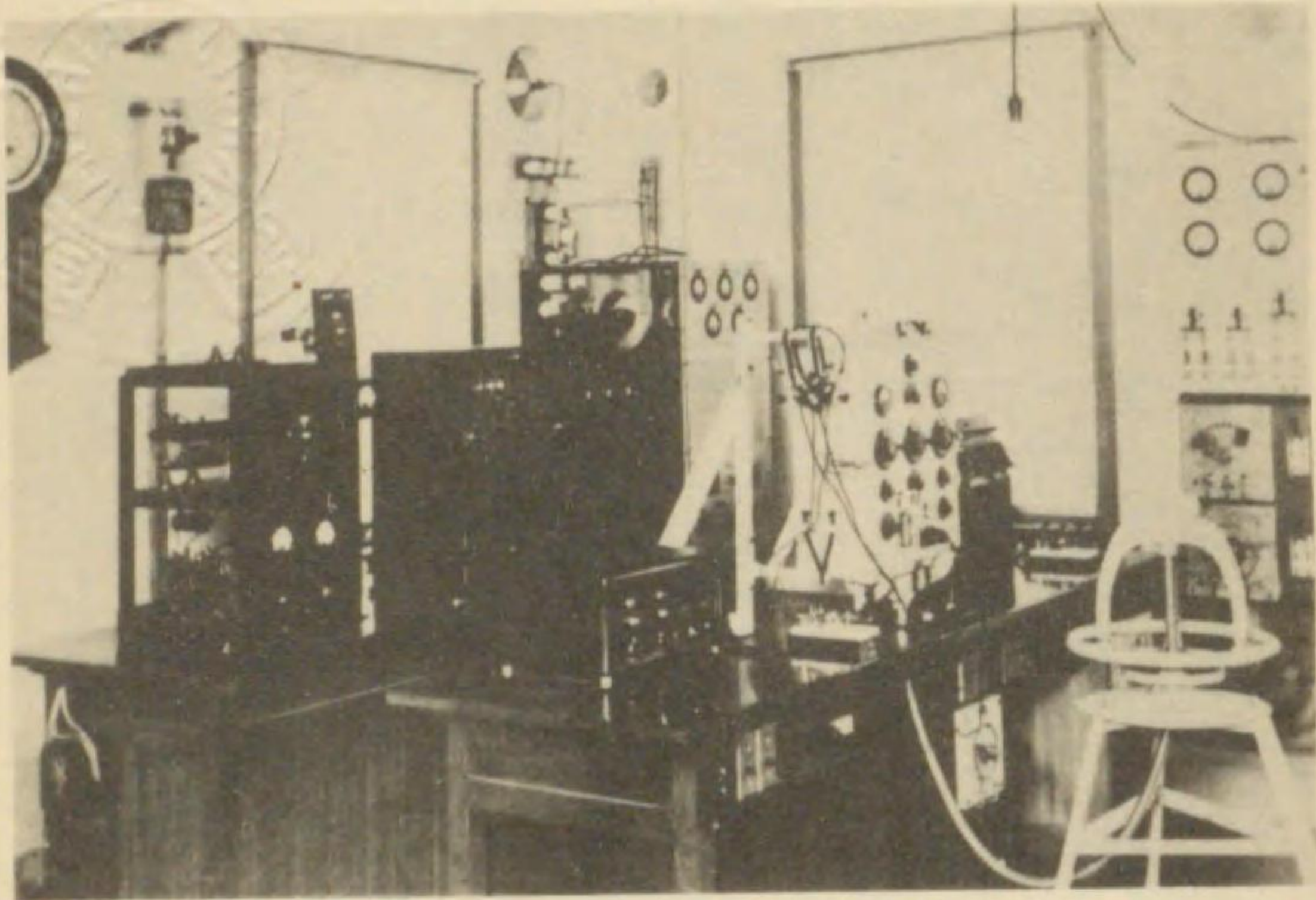
部分なるも職務上過失怠慢に基くものも亦少くありません。

### 三 既往五箇年間の比較

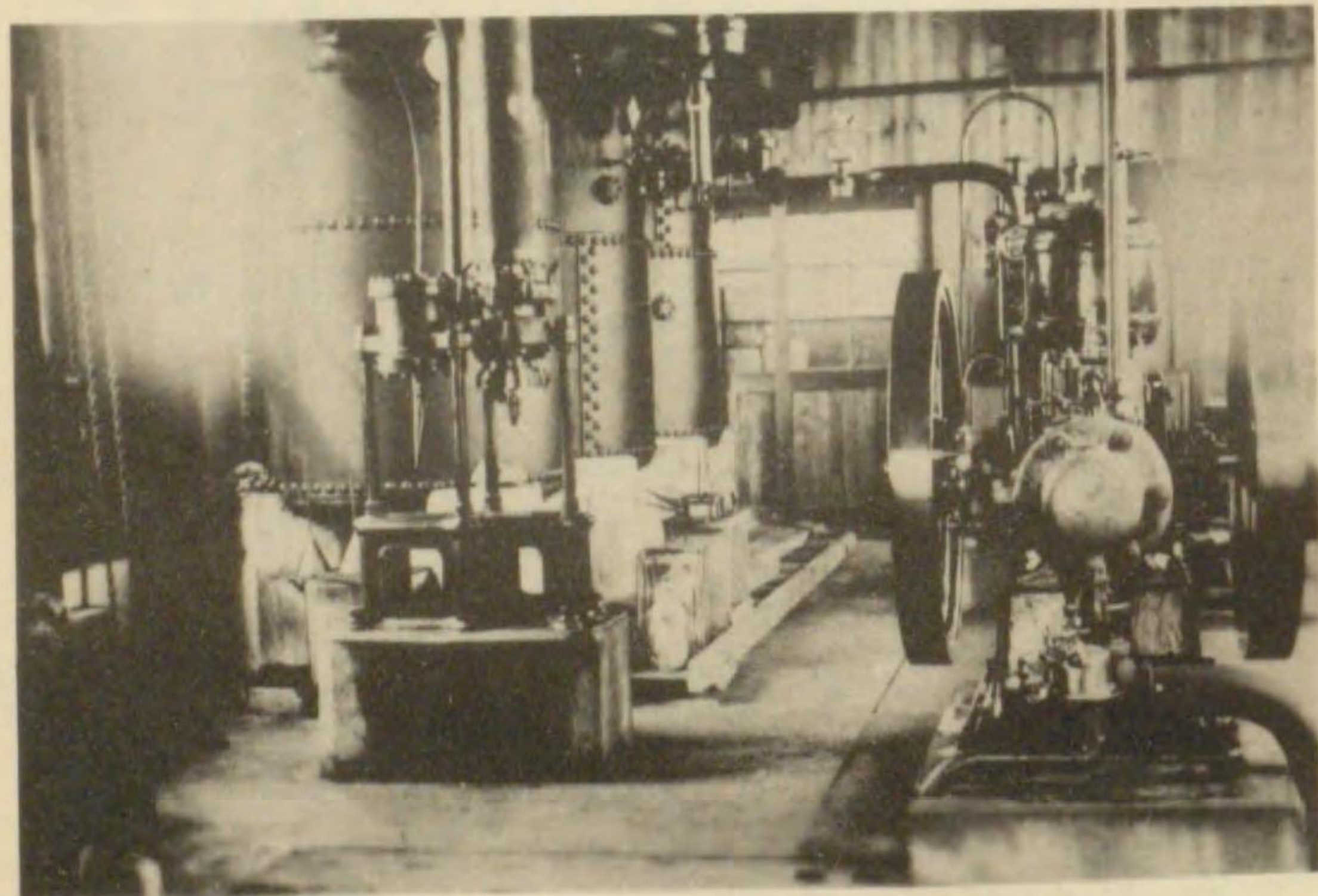
今、最近五箇年間に於ける海運事業の發達消長の跡を表示して見るに左表の通であります。

#### 命令航路

年度別	線 路				計	使用船數	總噸數
	近海航路	沿岸航路	河川航路	寄港航路			
昭和九年度末	九	二	二	四	一七	六隻	五、四一六噸
昭和八年度末	九	二	二	四	一七	七隻	四八、四九九
昭和七年度末	九	二	二	四	一七	七隻	四七、四〇〇
昭和六年度末	八	三	二	四	一七	六隻	四四、八八〇
昭和五年度末	八	三	二	二	一五	六隻	三七、〇五八



七發島燈台無線電信及デラコパンス



同上霧信號機械



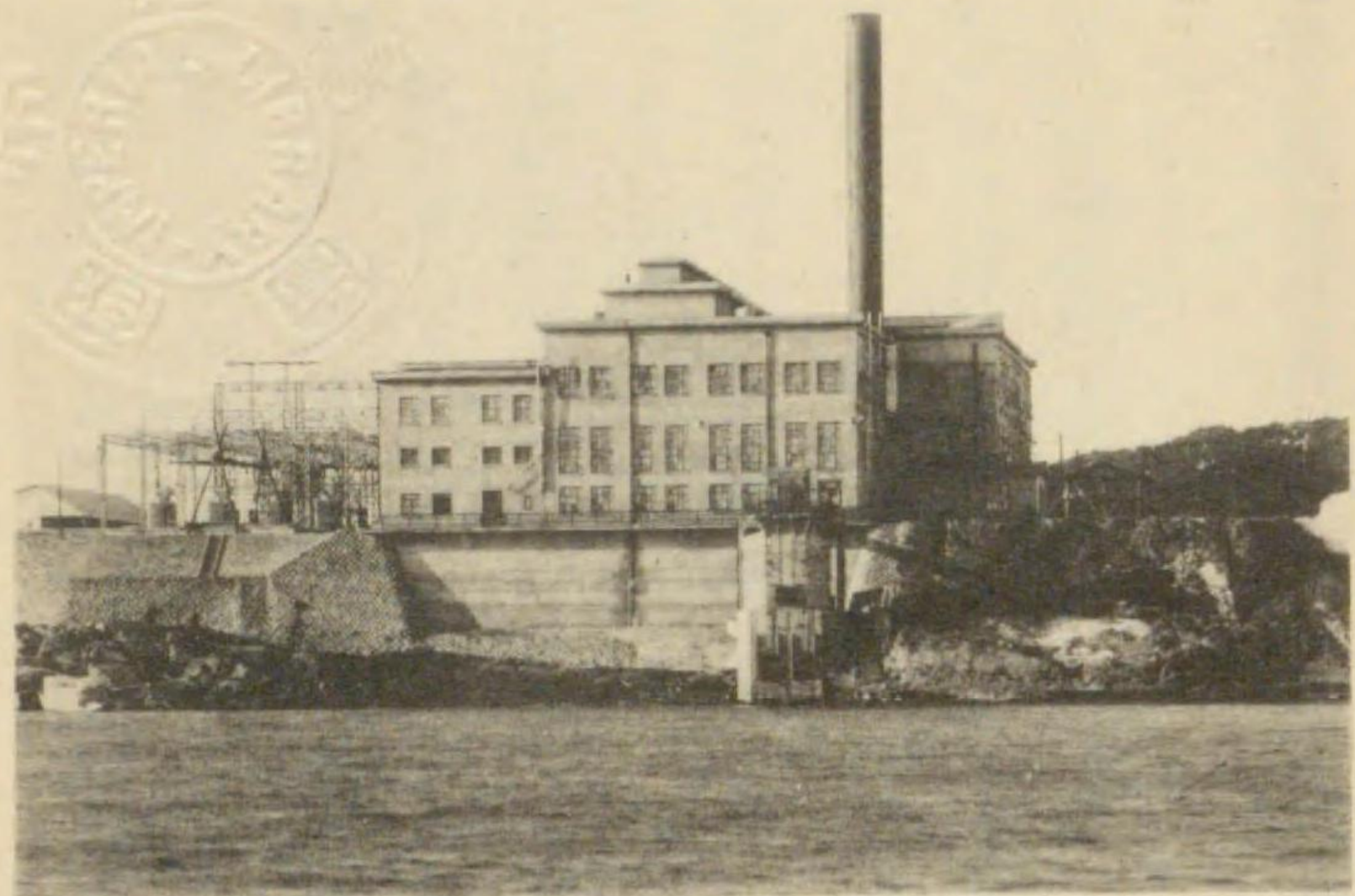
登簿船舶

年度別	汽船		帆船		石數帆船		計	
	船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數
昭和九年度末	二七一	五五、六〇六噸	八六四	三九、一七一噸	一	一、一三五	一、一三五	八四、七七七噸
昭和八年度末	三三五	五七、九三〇	七九六	三六、五七三	一	一、〇三一	一、〇三一	八四、四九三
昭和七年度末	三二六	五七、五二二	七六〇	三五、一六六	一	九八六	九八六	八三、六三八
昭和六年度末	三〇三	五三、三五八	七五〇	三五、一三八	一	九五三	九五三	七七、三九六
昭和五年度末	一九六	五三、九九八	六九三	三三、九二一	一	八八八	八八八	七六、九〇九

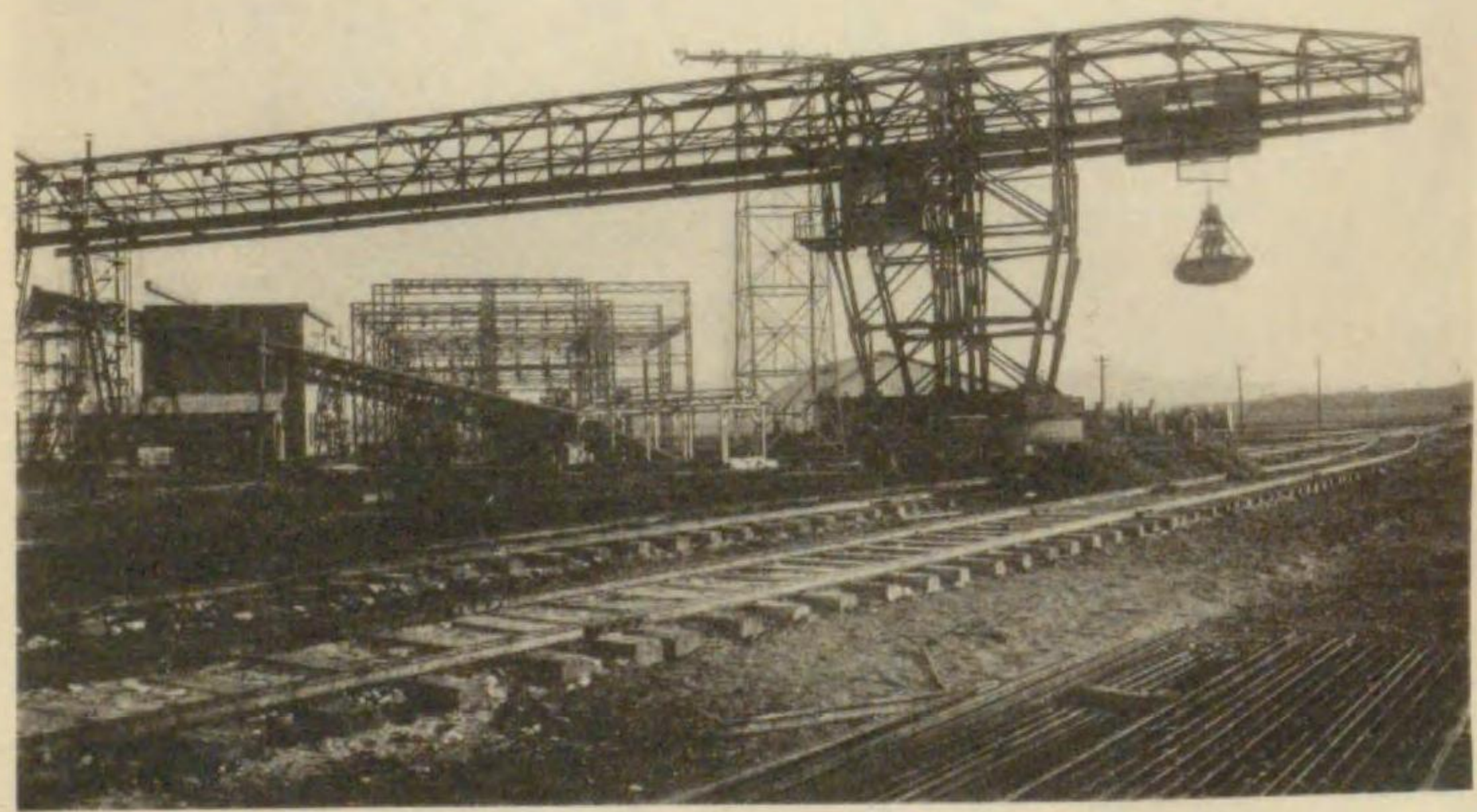
不登簿船舶

年別	汽船		帆船		石數帆船		計	
	船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數
昭和九年度末	四三〇	四、六一二噸	八、七六〇	九一、九三一噸	一七三	一、六九三噸	九、三六三	九八、三三五噸
昭和八年度末	三六四	三、六六六	八、七九三	八九、八〇七	一、一七九	一三、四五二噸	一〇、三三六	一〇五、九二四噸





所電發里人唐社會式株氣電城京



備設炭給上同

年度別	夜	晝	霧	信	號	計
昭和七年度末	一四九	一三八	二三	二三	三一〇	
昭和六年度末	一三四	一一二	二三	二三	二六九	
昭和五年度末	一三一	一一〇	二三	二三	二六三	

電氣

七六

## 電氣

### 一 電氣事業の沿革

朝鮮に於ける電氣事業は、明治三十二年京城電氣株式會社の前身である韓城電氣會社が、韓國政府の特許を得て京城に軌道を敷設し、電氣鐵道事業を開始したるを濫觴とし、更に明治三十四年同會社が電燈事業を兼營するに及んで、始めて朝鮮に電燈の光を見るに至りました。然し此等は何れも外國人の經營でありまして、本邦人の手



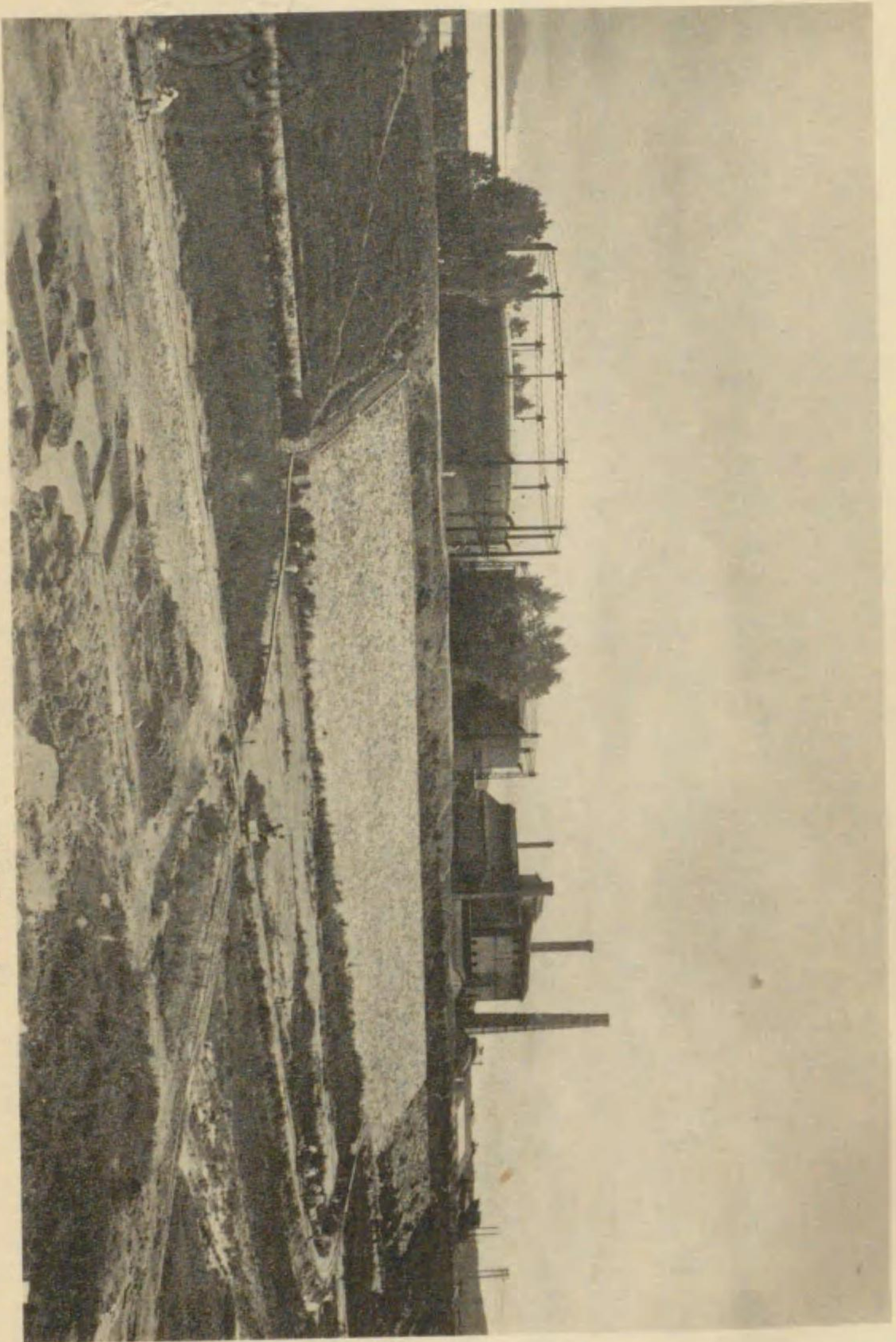
に依つて目論まれ許可を受けたのは明治三十九年に於ける仁川の電燈事業であります。

然るに當時は民度が低かつた爲其の發達も遅々として見るべきものがなかつたのであります。明治四十三年日韓併合と共に百般の産業が興隆するに伴ひ、電氣事業を企畫する者も漸く多きを加へるに至り、更に世界大戰後の好況時代を迎へ、各種産業の躍進的發展一般民度の著しき向上に伴ひ、電氣事業も大いに勃興し顯著なる發達を遂げるに至りました。

然しながら従來は概ね小規模な火力發電所を擁して各地に分立してゐたのであります。數年前より漸次地方的に發電の集中化が行はれて配電統制其の緒に就き、更に大規模な水力の開發を企畫する者も現はるるこいふ狀勢に立至りましたので、朝鮮に於ける電氣事業統制の根本方針を決定する爲、後に述べますやうに朝鮮電氣事業調査會の諮問を経て、電氣事業統制方策を確立すると共に、一方斯業の公企業たるの法制

體系を整備し、以て斯業に對する監督又は保護の萬全を期する爲、昭和七年二月十七日制令第一號を以て、朝鮮電氣事業令が發布せられ、朝鮮電氣事業令施行規則、朝鮮電氣工作物規程、朝鮮電氣事業會計規程其の他の附屬法規と共に、昭和八年十一月一日より實施せられました。

朝鮮電氣事業令は、第一、電力統制の確保促進を圖るこゝ、第二、事業の獨占性に基因して生ずるの虞ある弊害を豫防し、其の社會的公企業たるの機能を發揮せしめるやう監督力の擴張充實を圖るこゝ、第三、事業の公共性に鑑み、之が保護助長の方途を圖るこゝ等を眼目として制定せられ、朝鮮電氣事業令施行規則は本令の趣旨に依り之が細目を明にしたものであります。尙朝鮮電氣工作物規程は電氣工作物施設に關する詳細なる基準を明にし、朝鮮電氣事業會計規程は、電氣事業計理の基準を定めたるのであります。



所 造 製 斯 瓦 社 會 式 株 氣 電 城 京

## 二 電気事業の概況

前述の如く電気事業の發達は極めて軌近のこころでありまして、其の發達の状況を事業の規模、電気普及の状況より見るときは、明治四十三年三月末に於ては事業者數營業用僅に三、其の資本金三百二十五萬圓、拂込資本金二百六十四萬九千八百圓、發電力千六十五「キロワット」、電燈數一萬五千八百十五燈を算するに過ぎず、電力の需要は皆無でありましたが、昭和十年三月末に於ては事業者數營業用（一般供給）實に五十五、資本金一億四千八百四十萬九千二百圓、拂込資本金一億一千十八萬三千七百六十三圓、發電力六十四萬三百六「キロワット」でありまして、其の内營業を開始せるもの五十四、資本金一億二千八百四十萬九千二百圓、拂込資本金一億五百十八萬三千七百六十二圓、發電力三十一萬四千四百四「キロワット」、電燈數百三十一萬三千二十四燈に達し、主要都市は勿論相當の集團部落にて電燈を點ぜざるものは殆んどないやう

に爲りました。

而して營業用電氣事業（一般供給）の詳細は左表の通であります。

開 業 の 分

（昭和十年三月末現在）

事業者名	事業的 目的	資本金	拂込資本金	原動力	發電設備		電 燈		電 動 力	
					「キロワット」	電	需用家數	實灯數	需用家數	取附「キロワット」數
京城電氣株式會社	電燈	1,500,000 円	1,400,000 円	汽力	1,600	107,911	490,161	1,601	19,874.4	
開城電氣株式會社	電燈	500,000	499,000	汽力	1,300	8,149	18,876	116	220.4	
城南電燈株式會社	電燈	100,000	47,000	受電	—	534	1,393	11	47.5	
平澤電氣株式會社	電燈	100,000	50,000	受電	—	794	2,150	26	108.0	
利長電氣株式會社	電燈	100,000	100,000	受電	—	1,288	3,361	—	—	
大田電氣株式會社	電燈	2,500,000	1,375,000	汽力	5,600	11,781	40,946	178	659.5	
天安電燈株式會社	電燈	500,000	365,000	汽力	4,850	1,363	4,270	36	635.0	

忠南電氣株式會社	同	100,000	90,000	受重油電力	60	1,094	3,123	25	289.0
公州電氣株式會社	同	100,000	125,000	受重油電力	60	963	3,375	8	27
瑞山電氣株式會社	同	50,000	115,000	重油力	10	189	601	—	—
大川電氣株式會社	同	50,000	50,000	重油力	20	282	714	—	—
溫陽電氣株式會社	同	50,000	50,000	受重油電力	25	410	1,051	15	43.0
南朝鮮水力電氣株式會社	同	2,500,000	1,125,000	水力	5,110	—	—	1	200.0
南朝鮮電氣株式會社	同	2,400,000	1,270,000	汽力	2,100	17,981	64,595	231	3,065.5
木浦電燈株式會社	同	1,000,000	625,000	汽力	2,150	5,394	10,525	138	699.5
麗水電氣株式會社	同	100,000	100,000	重油力	400	1,310	5,501	17	175.0
順天電氣株式會社	同	110,000	70,500	重油力	140	1,109	2,761	—	—
昭和電氣株式會社	同	500,000	135,000	受重油電力	110	90	2,411	—	—
長興電氣株式會社	同	50,000	25,000	受電	—	358	1,314	—	—
濟州電氣株式會社	同	100,000	25,000	重油力	40	819	1,201	—	—
寶城電氣株式會社	同	110,000	30,000	重油力	33	263	803	—	—
筏橋電氣株式會社	同	40,000	20,000	重油力	50	368	1,010	—	—



事業者名	事業的	資本金	拂込資本金	原動力	發電設備 「キロワット」	電 需用家數	燈 實灯數	電 需用 數	動力 取附「キロワット」數
羅老島電氣株式會社	電燈	30,000	15,000	重油力	16	143	468	1	7.5
莞島電氣株式會社	電燈	50,000	11,500	重油力	33	270	804	1	
大興電氣株式會社	電燈	5,000,000	2,900,000	汽重油力	11,700	270	804	1	
慶州電氣株式會社	電燈	110,000	31,100	受重油力	318	42,27	136,43	37	4,950.0
安東電氣株式會社	電燈	100,000	35,000	受重油力	200	1,084	2,640	27	79.0
九龍浦電氣株式會社	電燈	100,000	39,000	受重油力	50	968	3,140	3	9.0
甘浦電氣株式會社	電燈	80,000	24,800	重油力	30	297	743		
盈德電氣株式會社	電燈	100,000	40,000	重油力	18	305	967		
朝鮮瓦斯會社	電燈	6,000,000	4,100,000	汽重油力	13,300	34,996	115,847	715	6,107.0
固城電氣株式會社	電燈	100,000	31,000	受重油力	18	433	914	4	17.0
蔚山電氣株式會社	電燈	100,000	105,000	重油力	100	1,469	3,777		
河東電氣株式會社	電燈	100,000	35,000	受重油力	3	382	1,054		
巨濟電氣株式會社	電燈	100,000	35,000	重油力	33	315	825		

事業者名	事業的	資本金	拂込資本金	原動力	發電設備 「キロワット」	電 需用家數	燈 實灯數	電 需用 數	動力 取附「キロワット」數
兼二浦邑	電燈	100,000	50,000	受重油力	60	481	1,035	5	33.5
長淵電氣株式會社	電燈	11,011,100	21,011,100	受重油力	18,000	27,847	86,481	481	6,301.0
西鮮合同會社	電燈	10,000,000	3,401,100	汽重油力	1,688	34,920	69,146	441	13,341.5
新義州電氣株式會社	電燈	850,000	557,500	重油力	112	13,660	45,366	248	3,725.5
江界電氣株式會社	電燈	150,000	110,000	重油力	165	918	3,165		
金剛山電氣株式會社	電燈	11,000,000	7,800,000	水重油力	10,920	5,367	14,662	69	949.0
春川電氣株式會社	電燈	67,000	67,000	瓦斯力	100	1,149	4,750		
江陵電氣株式會社	電燈	150,000	111,000	重油力	266	1,495	4,446		
朝鮮窒素會社	電燈	60,000,000	60,000,000	水汽力	101,325	1,436	16,628	75	12,385.0
元山水力會社	電燈	250,000	60,000,000	水汽力	5,500	6,136	16,628	75	12,385.0
北鮮會社	電燈	500,000	60,000,000	受重油力	340	9,227	27,093	84	1,624.5
北青電燈株式會社	電燈	100,000	150,000	重油力	168	2,370	5,499		
咸南電氣株式會社	電燈	100,000	110,000	重油力	100	1,256	3,306		

事業者名	事業目的	資本金	拂込資本金	原動力	發電設備		備考
					「キロワット」	電燈	
惠山鎮電氣株式會社	同	110,000 円	55,000 円	瓦斯力	70	609	1,975
朝鮮電氣株式會社	同	1,000,000	1,000,000	汽力	1,400	1,438	46,396
雄基電氣株式會社	同	1,000,000	635,000	汽力	4,000	6,097	17,809
茂山電氣株式會社	同	100,000	25,000	重油力	300	393	1,061
會寧電氣株式會社	同	500,000	337,500	汽力	1,100	3,379	10,801
合 計	五四	1,849,000	1,051,833		314,404	368,333	5,711
							76,331

未開業の分

事業者名	事業目的	資本金	拂込資本金	原動力	發電設備	備考
長津江水電株式會社	電燈、電力 特定供給	10,000,000 円	5,000,000 円	水力	未落成	内 108,000 三六、五〇〇 工事中

最近五箇年に於ける營業用電氣事業（一般供給）の發達の跡を示せば概略左の通りであります。

開業の分

年度別	事業者數	資本金	拂込資本金	發電設備	電燈數	電燈 需要家數
昭和九年度末	四	118,491,110 円	105,183,763 円	314,404 K.W.	1,313,014 燈	368,333 戸
昭和八年度末	六	114,179,000	100,406,800	304,007	2,158,749	338,335
昭和七年度末	八	110,491,306	99,308,856	296,217	1,961,126	290,654
昭和六年度末	八	110,037,000	96,696,888	244,457	1,780,467	275,094
昭和五年度末	七	87,377,000	65,311,535	239,173	1,697,017	271,800

備考 1 近年事業者數が漸減の傾向に在るは企業統制の方針に順應して著々事業の合同が行はれつつある爲であります。

2 昭和九年度末に於ける電燈数の激減したのは従來の十燭換算燈数を廢して實燈数を掲げたる爲であります。

未開業の分

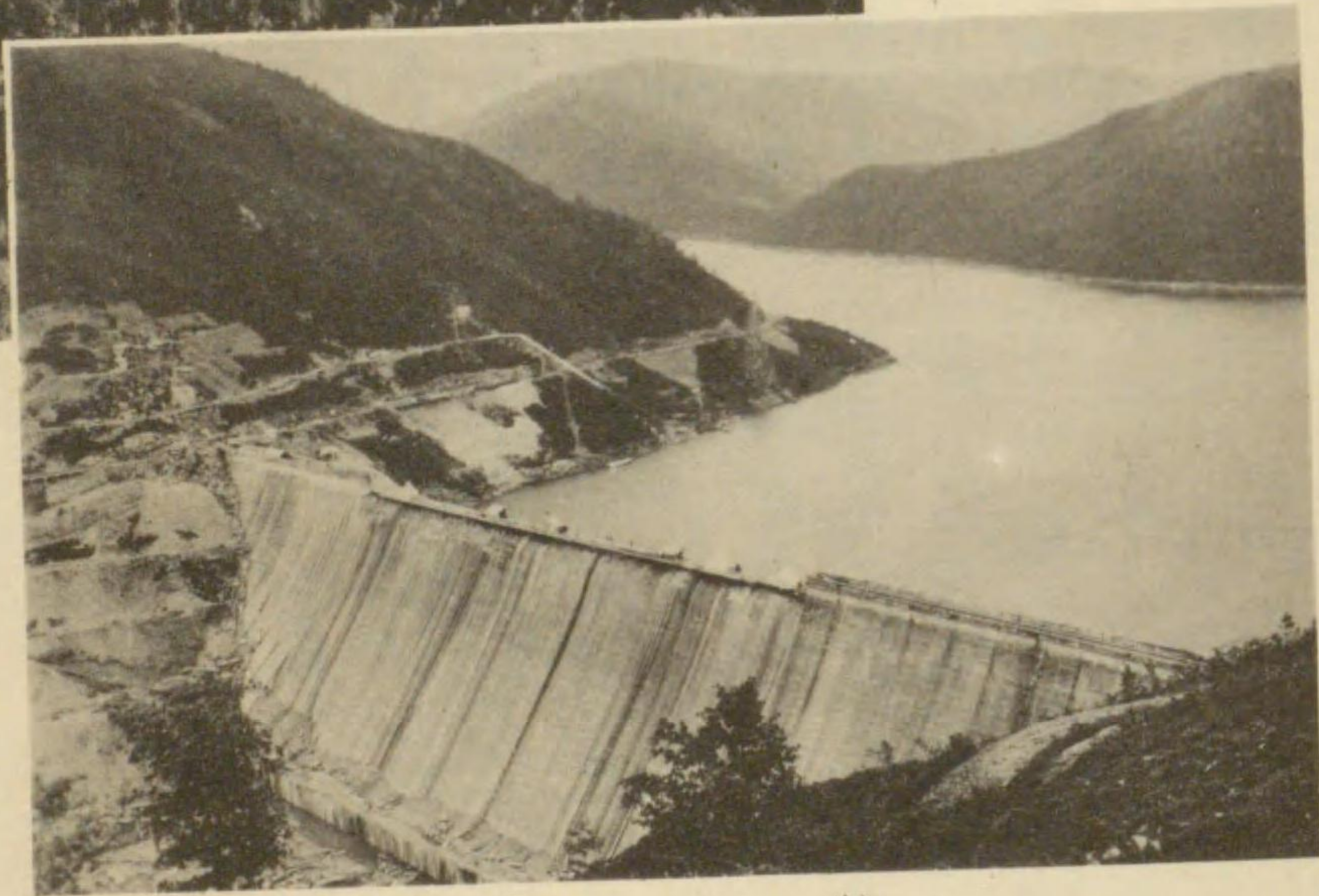
年 度 別	事業 者 数	資 本 金	拂 込 資 本 金	發 電 設 備
昭 和 九 年 度 末	一	10,000,000 円	5,000,000 円	316,500 K.W.
昭 和 八 年 度 末	二	10,010,000	5,000,000	316,510
昭 和 七 年 度 末	二	8,110,000	6,450,000	110
昭 和 六 年 度 末	六	10,290,000	6,650,000	217,190
昭 和 五 年 度 末	三	10,290,000	7,930,000	217,160

三 電氣事業統制方策の決定と其の實現

堤堰及池水貯社會式株料肥素室鮮朝



貯水池



堤堰

貯水池〔上〕	湛水面積	二十四平方千米
	周圍	七十二軒
	有效貯水量	四億六千八百萬立方米
	有效水深	二十七米
	海抜	千二百二十五米
堰堤〔下〕	位置	威鏡南道新興郡東上面漢堡里
	高さ	八十米
	長さ	四百米
	基礎ノ幅	五十四米
構造		「コンクリート」重力式
工事費		六百三十萬圓

三 電氣事業統制方策の決定と其の實現

昭 和 五 年 度 末	昭 和 六 年 度 末	昭 和 七 年 度 末	昭 和 八 年 度 末
一三	六	二	一
107,400,000	101,200,000	710,000	6,000
721,500	665,000	645,000	6,000
37,150	37,150	37,150	37,150

電氣事業は近年著しい發展を遂げ、數年前より小規模な火力發電に依る孤立的企業たるの域を脱して、漸次地方的統一が行はれる趨勢に立至りたるに、一方昭和四年度を以て一先づ終了を告げた水力調査の結果、朝鮮には有望なる水力が少くないところが明らかり、而も此等は當時尙大部分が未開發の状態でありましたので、其の合理的開發を圖り、之を根基として、その豊富低廉なる電力を普く全鮮に配給し得るやう統一的設備組織を完成し、以て他面設備の重複、不經濟な投資等に基く設備及經營上の錯綜混亂の起ることを豫防し、事業の健全な發達を招來する方途を講ずるの緊要であるところが認められて來ました。

茲に於て、電氣事業の統制に關し調査を遂げ、朝鮮電氣事業調査會の諮問を経て、昭和六年十二月、將來建設される主なる發電所及送電線路の規準を爲る發電計畫及送電網計畫を定め、且發電、送電及配電の電氣事業の各部門に付て、夫々依らしむべき企業形態等重要な統制の方策を決定したのであります。

右の内配電に付ては、需要の分布状態や発電所との地理的關係等より考察して、全鮮を數箇の配電區域に區劃し、其の地域内に現に立分してゐる事業を漸次統制したる上、民營に依らしめて配電網の完成を期し、益々電氣の普及を圖る方針であります。近時配電設備の統制は既に概ねその基礎形態を形成し、又之が企業統制も着々進み、昭和九年一月には、平壤を中心として平安北道、平安南道及黃海道の三道に亙る電氣事業者の大合同を見るに至り、其の他の地方に於ても漸次進捗を見つゝある状態であります。

次に發電及送電に付ては、前述の發送電網計畫に準據して開發統制を圖つて行く譯であります。其の中心を爲す出力約三十二萬「キロワット」の、鴨綠江水系の長津江水力の開發は、昭和八年四月、長津江水電株式會社に許可せられました。同社は昭和八年十二月工事に着手し、第一期工事である出力約十一萬「キロワット」の第一發電所は、昭和十年末迄には發電を開始し得る見込であります。次に此の長津江水力

の發生電力を平壤及京城方面に輸送する送電線路は、上述の送電網計畫に所謂送電幹線であります。右の送電事業は、昭和九年四月、朝鮮送電株式會社に許可せられました。同社では第一期工事を以て、昭和十年十月迄に長津江水力發電所平壤間亘長約二百軒の十五萬四千「ヴォルト」送電線路及平壤變電所を建設することゝ爲り、目下之が工事中であります。昭和十年十一月末頃には平壤送電を開始し、次で第二期工事を以て、平壤京城間亘長約二百軒の十五萬四千「ヴォルト」送電線路及京城變電所を建設して、一兩年後には、京城送電をも開始する豫定であります。之に因り西鮮及中鮮地方の電源は大半長津江水力に統一せられる譯であります。更に昭和十年五月に至り朝鮮電氣興業株式會社は、江原道寧越に同地方の埋藏量豊富なる無煙炭田の石炭を利用する大規模な火力發電所を建設し、大興電氣株式會社、朝鮮瓦斯電氣株式會社、大田電氣株式會社及南朝鮮電氣株式會社に送電する計畫の下に事業經營の許可を受けました。同社は昭和十二年秋迄に出力三萬五千「キロワット」の寧越火力發電所

並に同發電所から尙州を経て大邱に至る亘長約百六十軒の十五萬四千「ヴォルト」送電線路、右の大邱送電線路より尙州に於て分岐し大田に至る亘長約六十軒の十五萬四千「ヴォルト」送電線路及大田江景間亘長約四十軒の六萬六千「ヴォルト」送電線路を建設して送電を開始する豫定であります、之に因り南鮮及湖南地方の電源は大部分右の寧越火力發電所に統一せられることとなり、上述しました西鮮及中鮮地方の統制實現と相俟つて、茲一兩年内に全鮮電氣事業の大半の統制を實現する次第であります。

#### 四 發 電 水 力

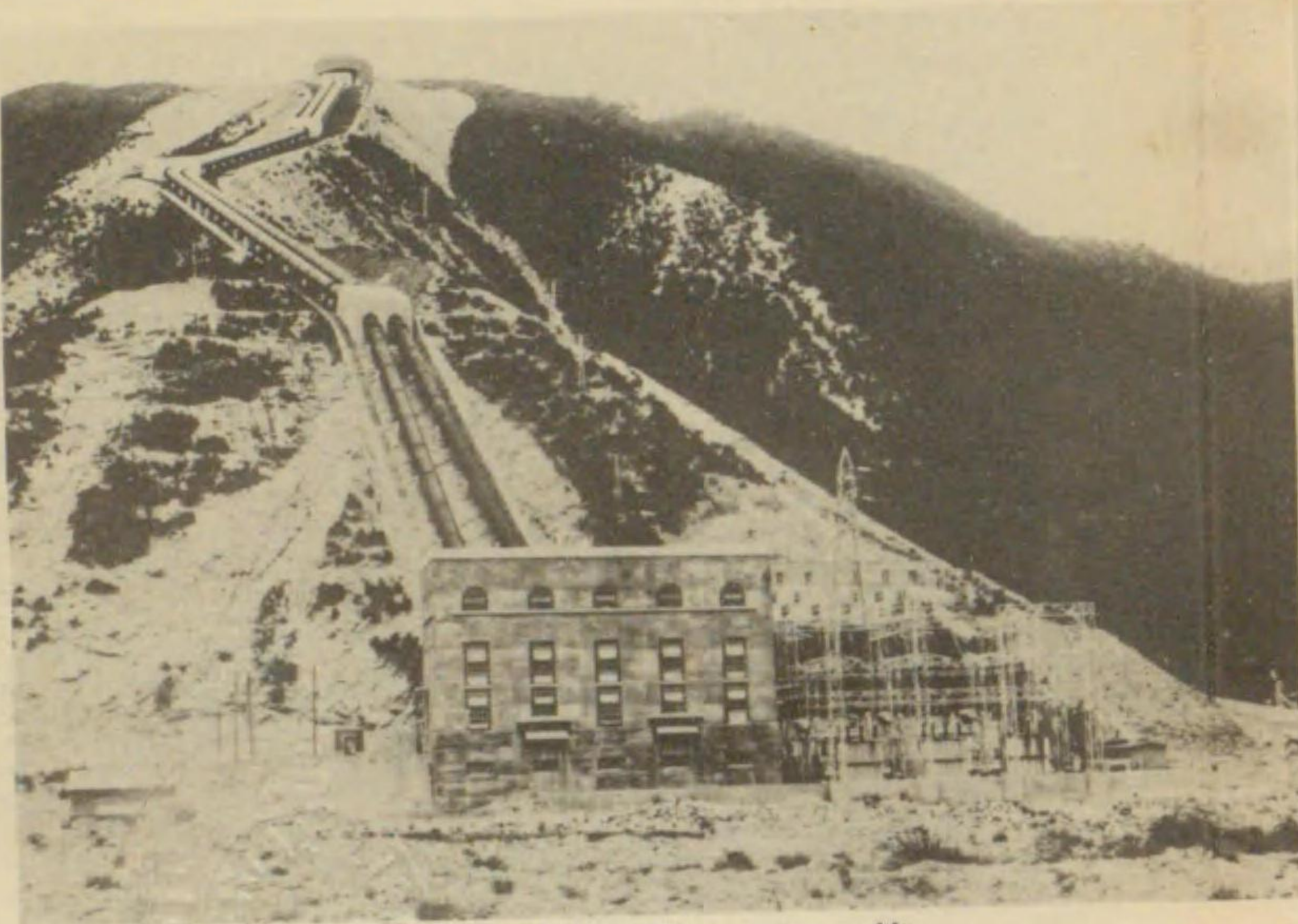
朝鮮に於ける發電水力の調査は、第一回は明治四十四年度から三箇年の繼續事業とし朝鮮内の主要河川に就て之を行ひ、第二回は大正十一年度から五箇年の繼續事業として、前回に於て調査未済の河川は勿論、調査済の河川に就ても更に永年に亘つて精

四 發電水力

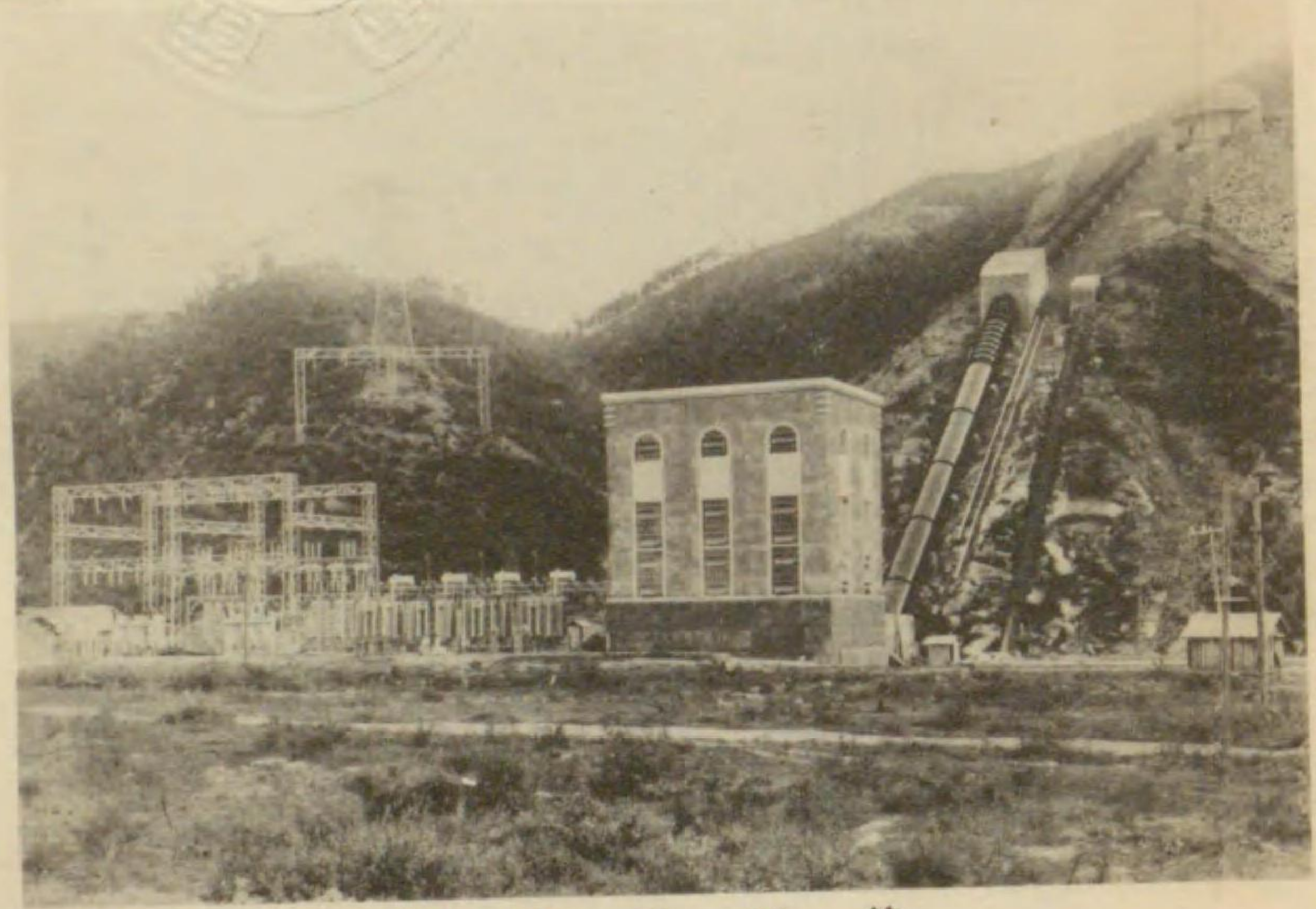
朝鮮に於ける發電水力の調査は、第一回は明治四十四年度から三箇年の繼續事業とし朝鮮内の主要河川に就て之を行ひ、第二回は大正十一年度から五箇年の繼續事業として、前回に於て調査未済の河川は勿論、調査済の河川に就ても更に永年に亘つて精



第一發電所



第二發電所



第三發電所

第一發電所	〔上右〕	郡永高面松興里	威鏡南道新興	有效落差	七百七米	最大使用水量	十八、三六立	電方米	十萬三千八百	建設費	四千萬圓
第二發電所	〔上左〕	郡永高面新豐里	威鏡南道新興	有效落差	二百十六米	最大使用水量	十八、三六立	電方米	三萬三千六百	建設費	四百二十萬圓
第三發電所	〔下〕	郡永高面東興里	威鏡南道新興	有效落差	九十四米	最大使用水量	十八、三六立	電方米	一萬四千五百	建設費	三百七十萬圓



密なる流量の實例に基いて之を行つたのでありますが、事業の途次種々の事情に依り漸く昭和四年度を以て一先之が調査を終了したのであります。

併しながら、發電水力の合理的且經濟的開發を期する爲には、之が根源たる河川流量の變化を常に調査攻究することが必要であつて、現在に於ては、十箇所の水位觀測所及二十一箇所の雨量觀測所に於て實測作業及觀測を繼續し、絶えず水力原簿を修正し以て各水力地點の補整を行つてゐるのであります。

而して調査の結果に依れば、現在朝鮮に於ける水力地點は百四十七箇所、其の發電力は約二百三十七萬「キロワット」であつて、其の内十八箇所、約五十四萬「キロワット」(昭和十年五月十五日現在)は既に許可になつてゐますから、未許可のものは百二十九箇所、約百八十三萬「キロワット」であります。

次に朝鮮に於ける降水量は、北鮮國境に面する一部地方の六〇〇耗を除き他は概ね一〇〇〇耗乃至一四〇〇耗前後を示し、全鮮平均量は敢て尠くないのでありますが、

季節的分布が不良なる爲河川流量の變化甚だしく、冬季の如きは水源が結氷するに河水も枯渇するのが常態でありますから、廣く内地に於て採用せられて居る水路式發電方法に依る開發は經濟的に有利ならざるものが多いのであります。併しながら次に述ぶるが如き朝鮮に於ける特殊の地形は貯水池式發電に最も好都合でありまして、上述せる降雨の季節的缺陷を償ふものであります。即ち日本海側に偏して脊梁山脈が縦走し、其の東側は急斜を爲すに反し、西側は一般に緩傾斜であつて大河が多いのであります。依つて此の特殊地勢を利用し、西側河川の上流部に於て貯水池を造り、之を東海岸地方に導くときは高落差に依り極めて有利に發電するここが出来るのであります。尙其の他大河川の中流部に於て大貯水池を造り低落差利用の發電を行ふことも出来るのであります。此の貯水池式發電方法に依るものが全鮮總發電力の九割餘を占め、朝鮮に於ける水力發電の特色を爲して居るのであります。

## 五 電氣計器の檢定

電氣利用が一般に普及し、其の取引も次第に複雑になつて來ましたので、計量の正確を期する爲、之が計器の檢定を爲すことが爲り、大正十二年朝鮮電氣測定令の公布を見、同年十月施行規則を制定して翌十一月十六日から計器の檢定を開始しました。其の當時から昭和十年三月末迄の檢定取扱數は九萬二千四百五十七箇、内合格數は八萬九千四百八十六箇で、檢定手数料は二十九萬九千五百五十九圓に上つて居ります。

## 瓦 斯

現在瓦斯事業を營む者は、京城電氣株式會社及朝鮮瓦斯電氣株式會社の二社でありまして、前者は京城を、後者は釜山を夫々營業區域とし何れも電氣事業を兼營してゐるのであります。近時經濟の進展、文化の向上に伴ひまして、瓦斯の家庭に於ける

熱用としての需用は益々増加の傾向にあるのみならず大邱、平壤及新興の機運にある清津、雄基、羅津等の北鮮地方に於て、瓦斯事業の經營を企畫出願するに至り、更にその他の主要都市にも漸次勃興を見んごするの趨勢であります。現在の事業概況を示せば左表の通であります。

事業者名	資本金	拂込資本金	一日ノ瓦斯製造能力	瓦斯需用者數	孔口數	一箇年ノ瓦斯製造量
京城電氣株式會社	15,000,000 円	15,000,000 円	18,000 立方米	13,267 戸	26,492 箇	5,586,978 立方米
朝鮮瓦斯會社	6,000,000 円	4,100,000 円	8,000 立方米	3,533 戸	6,306 箇	1,634,473 立方米
合計	21,000,000 円	19,100,000 円	26,000 立方米	16,800 戸	32,798 箇	7,221,451 立方米

備考 資本金及拂込資本金は事業全部の合計を掲記しました。

尙最近五箇年間に於ける瓦斯需用狀況を示せば概略左の通であります。

年 度	瓦斯需用者數	孔 口 數	瓦斯製造量	コークス産出量	コールタール産出量
昭和九年度末	16,789 戸	32,697 箇	7,221,451 立方米	9,444 噸	491,666 立
昭和八年度末	16,053 戸	30,353 箇	6,288,485 立方米	8,431 噸	459,742 立
昭和七年度末	15,318 戸	28,879 箇	5,850,495 立方米	7,227 噸	336,532 立
昭和六年度末	15,035 戸	27,517 箇	6,270,511 立方米	7,877 噸	361,774 立
昭和五年度末	15,784 戸	27,906 箇	7,220,110 立方米	8,204 噸	365,907 立

歳入歳出

一 遞信歳計

昭和九年度に於ける遞信局主管の朝鮮總督府特別會計歳入歳出額は

歳 入

遞信歳計

經常部

通信事業収入  
其の他の収入

一七、二六八、四七三圓  
三七、一九三圓  
計 一七、三〇五、六六六圓

歳出

經常部

通信事業費  
國庫金取扱費  
電氣瓦斯事業監督費  
航空監督費  
海務費  
航路標識費

一二、八三九、〇〇二圓  
三八九、四九〇圓  
一〇三、八五一圓  
五八、〇六一圓  
一四六、四三三圓  
四六〇、八四六圓  
計 一三、九九七、六八三圓

臨時部

通信事業費  
航空監督費  
海務費  
航路標識費

一、九八五、九七八圓  
二二、七九三圓  
八四〇、二〇九圓  
四九、二五〇圓  
二、八九八、二三〇圓  
計 一六、八九五、九一三圓

合計

でありまして、更に之を通信事業のみに就て最近五箇年間の收支關係を表示して見れば左の通であります。

年 度	入 入	經常 歳出	歳出に比し歳入の過不足	歳入百圓に對する歳出の割合	臨時 歳出
昭和九年度	一七、二六八、四七三 <sup>円</sup>	一二、八三九、〇〇二 <sup>円</sup>	四、四二九、四七一 <sup>円</sup>	七四・三四九 <sup>円</sup>	九八五、九七八 <sup>円</sup>

年 度	歳 入	経 常 歳 出	歳出に比し歳入の過不足	歳入百圓に對する歳出の割合	臨時歳出
昭 和 八 年 度	一五、七三四、九〇五 <sup>円</sup>	一一、九三〇、三九一 <sup>円</sup>	三、八〇四、五一五 <sup>円</sup>	七五・八二一 <sup>円</sup>	六九二、七三二 <sup>円</sup>
昭 和 七 年 度	一四、三九三、四九九	一一、五三九、八〇四	二、八五三、六九五	八〇・一七四	六三一、五三一
昭 和 六 年 度	一三、九九九、五〇二	一一、二八五、八七四	二、七一三、六二九	八〇・六一六	五六二、一三五
昭 和 五 年 度	一四、〇〇六、四七〇	一一、六四〇、〇七〇	二、三六六、四〇〇	八三・一〇五	一、〇一九、三三三

### 二 保 險 歳 計

昭和九年度に於ける朝鮮簡易生命保険特別會計歳入歳出額は

歳 入

保 險 料 七、一三八、三三二圓

其の他の収入 五九七、八〇〇圓

計 七、七三六、一三二圓

歳 出

朝鮮簡易生命保険費 三、〇八四、九六七圓

でありまして差引過剩額は之を積立金に編入したのであります。其の積立金編入額は左の通であります。

積立金編入額 四、六五一、一六五圓

昭和十年九月八日印刷  
昭和十年九月十日發行

朝鮮總督府遞信局

京城府蓬萊町三丁目六二番地

印刷所

朝鮮印刷株式會社

原序  
原序  
原序  
原序  
原序

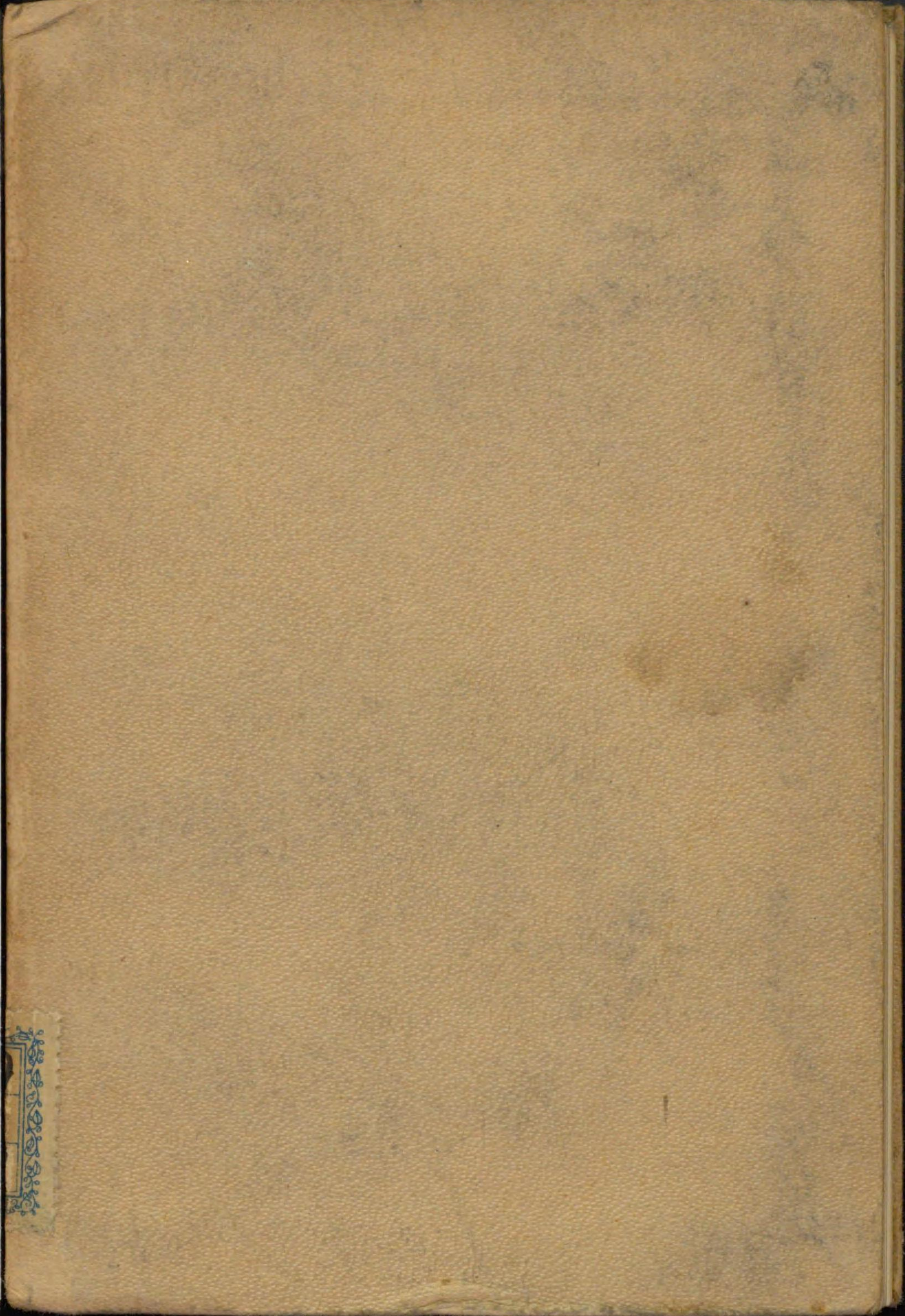
原序  
原序  
原序  
原序  
原序

原序  
原序  
原序  
原序  
原序

原序  
原序  
原序  
原序  
原序

569  
182





A small, decorative blue ink stamp or mark, possibly a library or archival identifier, located near the bottom left corner of the brown page. The stamp features a vertical line with ornate, symmetrical flourishes on either side.